

四十町
教育振興
基本計画

別冊

四十町

四万十町は「山・川・海 自然が人が元気です 四万十町」の実現を目指し、四万十町総合振興計画のもと取り組みを進めています。

四万十町教育委員会では、平成26年6月に策定した四万十町教育振興基本計画に基づき、学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進など「たくましく人間性豊かな人づくり」を基本理念として、「土台づくり」「つながり」を軸に、故郷を愛し志をもった子どもを育て、幼児から高齢者までの活動の場づくりを支援するなど、関係機関や団体との連携を図りながら、本町の特性を生かした教育行政を推進していきます。

生涯学習教育では、今後も予想される少子化・高齢化を踏まえ、町民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる人生を送ることができるよう、様々な学習の場づくりに努めます。

学校教育においては、それぞれの地域の特色を活かしながら、学校・家庭・地域・行政が連携協力して教育に取り組める体制づくりを進めます。また、子どもたちが社会の変化に柔軟に対応し、生き抜く力を培うために、基礎学力を確実に定着させる「学力向上」の取り組みとともに、「豊かな心」と「健やかな身体」の調和の取れた教育を推進していきます。

この「四万十町教育振興基本計画別冊」は、「四万十町教育振興基本計画」に基づき、主な取組ごとに「現状・課題」、「実施計画」、「成果目標」をより具体的に整理しています。

四万十町の教育に関わるさまざまな課題を解決し、より実効性を求めるために「四万十町教育振興基本計画別冊」に沿った取組を実施していきたいと考えます。

平成27年3月

四万十町教育長 川上哲男

町 教育振興基本計画における基本施策の体系イメージ

			生涯学習(社会教育・家庭教育等)	
			学校教育	生涯教育(高校・大学・一般)
		就学前	義務教育	
I 4つの基本的 方向性に基 づく方策	1 社会を生 き抜く力の 養成	教育内容 方法	1 教育内容・方法の充実	2 高等学校への 接続 (連携型中高一貫教育 を軸として)
			3 豊かな心と健やかな体 (人権教育、道徳教育、食育、学校保健・スポーツ、学校図書館活用、NIE)	
			4 乳幼児期の養護及び 教育の充実 (幼保一元化の推進)	
			5 ニーズに対応した教育 (特別支援教育、子ども・家庭等への支援、情報共有・連携活動体制等)	
			6 現代的・社会的課題に対応した学び (学校安全に関する学習、環境教育、持続発展教育、生涯にわたる学び、学校週6日制)	
			7 キャリア教育、地域・社会への接続支援、接続へのコーディネーター育成 (キャリア教育の視点を取り入れた取組、地域等で核となる人材の発掘・育成)	
			8 学びの質の保証 (校内研修充実、学び続ける教員、同僚性構築)	
	2 未来への 人材の 育成 を実現す る 方策	教職員・学 びの質保 証	9 学校経営体制強化・充実 (リーダーシップ、校務分掌、学校事務体制、不祥事 防止)	
			10 学びの継続体制の構築・強化 (事業等検証力の強化・確実な年度間の引継)	11 学ぶ機会の保証、学びの成果の発信 (地域や社会人が学べる機会の設定、評価・発表会開催等)
			12 多様で本物に出会う学び (本物と出会う機会)	13 拠点となる施設の整備・拡充 (図書館・美術館・文化資料館・重要文化的景観)
	3 学 び の 構 築 テ イ ニ ツ ト の 方 策	グローバ ル人材	14 外国語教育、海外研修、双方向の国際交流 (外国語教育の充実、海外研修)	15 社会人への国際交流事業 (異文化理解教室)
		3 教育費 負担軽減	16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 (給付事業等、奨学金、児童生徒援助費)	
			17 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 (いじめ・不登校等解消、義務教育修了後の社会との接続機会、ケーブルテレビを活用した学習支援、子どもの健全育成、要保護児童対策地域協議会)	
	4 コ ミ ニ ケ ン チ ー シ ー ス ト の 方 策	安全・安心	18 教育・研究環境等の整備や児童生徒等の安全の確保 (学校の非構造部材等の耐震、学校施設空調整備、学校給食、社会教育施設等の耐震、環境改善、学校生活上の安 全確保)	
		学習を通じた コミュニティ形 成・コミュニ ティによる学 習支援	19 活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備 (放課後児童クラブ・子ども教室、地域コミュニティ形成の推進、地域とともににある学校づくり)	
		家庭教育 支援	20 豊かなつながりの中での家庭教育支援 (PTA等との連携体制確立、命の学習、保護者の学び応援、生活習慣づくり)	

目 次

第1部 四十万町の教育を取り巻く現状について

1. 子どもの推移	1
2. 児童生徒の推移	2
3. 生徒の進路状況	2
4. 児童生徒の学力等の状況	3
①児童生徒の学力の推移	3
②平成26年度の学習状況等	6
5. 学校の道徳教育	9
6. 児童生徒の体力・運動能力等の状況	10
①「体力T得点」による全国平均との差	10
②児童生徒の朝食の状況	12
7. 児童生徒の生徒指導上の諸問題の状況	13
①長期欠席及び長期欠席（不登校）等傾向の児童生徒数	13
②いじめ認知状況	14
8. 防災教育	15
9. I C Tを利活用した学校教育について	15

第2部 四つの基本的方向性に基づく今後5年間の方策

1. 社会を生き抜く力の養成	17
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	17
(2) 主として教職員・学びの質補償に関する取組	22
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成	25
3. 学びのセーフティネットの構築	28
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成	31

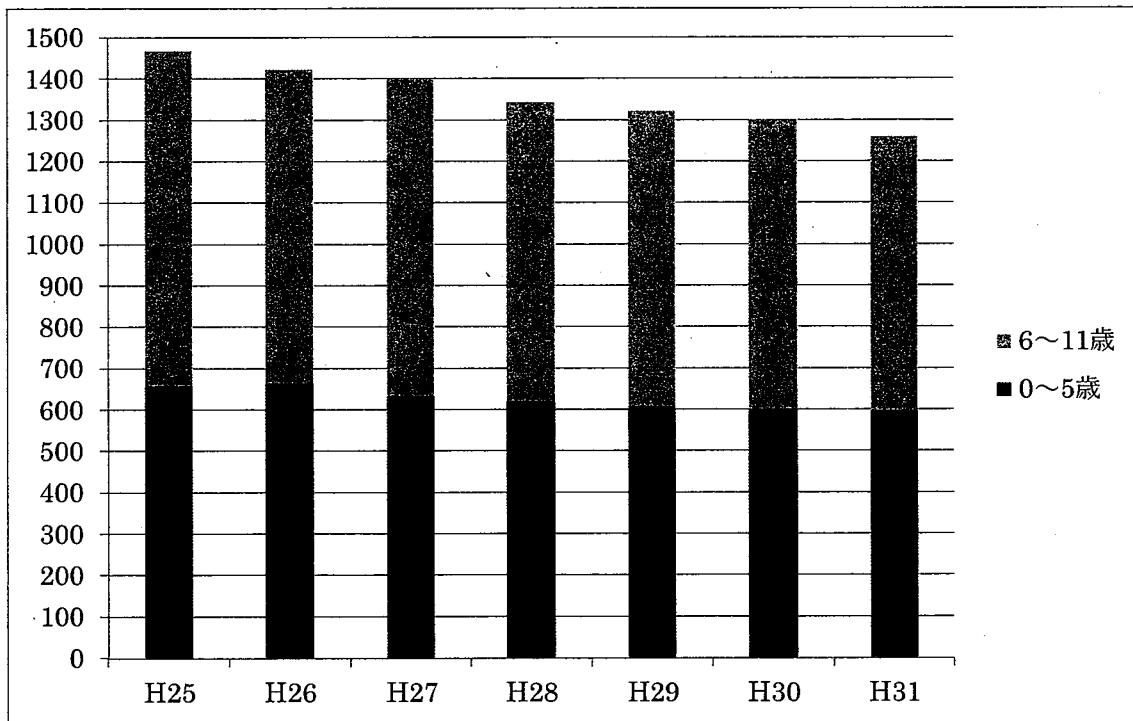
第1部 四十万町の教育を取り巻く現状について

1. 子どもの推移

平成 21 年から平成 25 年（各年 10 月 1 日現在）の住民基本台帳をもとに、
注¹⁾ コーホート変化率法を用いた人口推計における見込みでは、四十万町の総人口は減少傾向で、平成 31 年には約 17,000 人になることが予想されます。

子どもの人口（0 歳～11 歳）も総人口と同様に減少傾向となり、平成 31 年度には 1,300 人を下回り、この幼児・児童等の減少により、今後的小中学校の学級編成にも影響を与えることが予想されます。

【四十万町の子ども（0 歳～11 歳）の推移】



注¹⁾ コーホート変化率法とは

各コーホートについて、過去における実績人口の動静から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

「コーホート」とは、同じ年（同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、平成 21 年 4 月 2 日～平成 22 年 4 月 1 日生まれのコーホートは、平成 28 年 4 月 1 日時点で満 6 歳となり、平成 28 年度の小学 1 年生となる人々の集団といえます。

2. 児童生徒の推移

四万十町の小中学校における児童生徒数についても、前述の子どもの数とともに推移しますが、やはり減少傾向が予想されます。

町合併当時の平成18年度児童数1,036名、生徒数538名、合計1,574名から、平成26年度は児童数777名、生徒数427名、合計1,204名となり、町合併当時からしても児童生徒数は370名減少しています。この間の推移をみると児童数において約25%、生徒数において約21%程度の減少であり、今後も減少傾向と推計されます。

児童生徒数の減少にともない小中学校の適正配置を、子どもや保護者等の理解と合意を得ながら計画的に進める事が必要になってきます。合併当時には小学校19校、中学校6校の25校でしたが、平成26年度現在、小学校12校、中学校6校の18校へと、小学校が7校減少しています。

また、学校数が減少するだけでなく、2学年にまたがる複式学級を有する小学校が増加しており、学校の適正配置のみならず学級編成のあり方にも影響を与える状況となっております。

こういった状況を背景とし、今後の四万十町の教育振興においては、少人数指導をいかした個を伸ばす支援や指導の確立、複式学級における授業の研究、小小、小中連携教育のあり方、保護者や地域とのさらなる連携を図るなど、授業改善や学校経営の充実が、より一層求められます。

3. 生徒の進路状況等

四万十町の中学校卒業生の進路状況については、98%以上が高等学校や専門学校等に進学している状況です。そのうち町内に立地している普通科の県立窪川高等学校と県立四万十高等学校への進学者数については、中学校卒業者の35%前後で推移しております。平成21年度～平成22年度は、町内立地の高校進学者が40%をこえておりましたが、国公立高校実業系（農業・工業・商業・水産・看護）への進学者が15～16%でした。町内立地の高校進学者が減少した平成23年度からは、国公立高校実業系への進学者が24%前後と増加、私立高等学校の進学者数も微増しており、高知市に立地した高等学校への進学を希望する傾向も見られます。

就職者や、卒業時点で進路を決めきれていない卒業生もいます。町内や周辺には、義務教育卒業後に支援を受けられる機関や機会も少なく、こういった進路検討中の卒業生への具体的支援を行うための仕組みづくりが、重要です。

平成21年度～平成25年度までの町立中学校卒業者の進学状況

年度		H21	H22	H23	H24	H25	
卒業生徒数		171	155	168	161	162	
公立高等学校	窪川高校進学者数	全日制	30	40	44	27	37
	四万十高校進学者数	全日制	41	27	18	20	19
	国公立進学者数(普通系)	全日制	34	33	30	35	37
		単位制	0	0	0	1	0
		定時制	0	0	2	0	0
		通信制	2	2	2	1	0
	国公立進学者数(実業系)	全日制	27	23	42	38	38
	私立高等学校		18	15	16	23	22
	高等専門学校 等		13	9	8	9	6
	盲・ろう・養護学校		1	2	3	3	1
	専修学校等		1	3	0	1	0
進学者数計		167	154	165	158	160	
進学率(%)		97.7%	99.4%	98.2%	98.1%	98.8%	
その他	就職		0	0	2	1	2
	その他		4	1	1	2	0

4. 児童生徒の学力等の状況 (全国学力・学習状況調査結果より)

① 児童生徒の学力の推移

全国学力・学習状況調査は、子どもたちの学力や学習状況を把握するため、小学校6年生と中学校3年生を対象として、4月に全国一斉に実施されています。国語と算数・数学の2教科の学力と、生活習慣や学習状況などに関する調査を実施しております。平成24年度から平成26年度の全国学力・学習状況調査結果は、表のようになっています。

小学校平均正答率:国と町との差				
	国語A	国語B	算数A	算数B
H24	0.2	-3	2.7	-0.7
H25	-4	-1	-2.1	-3
H26	2.5	3.5	4.3	4.3

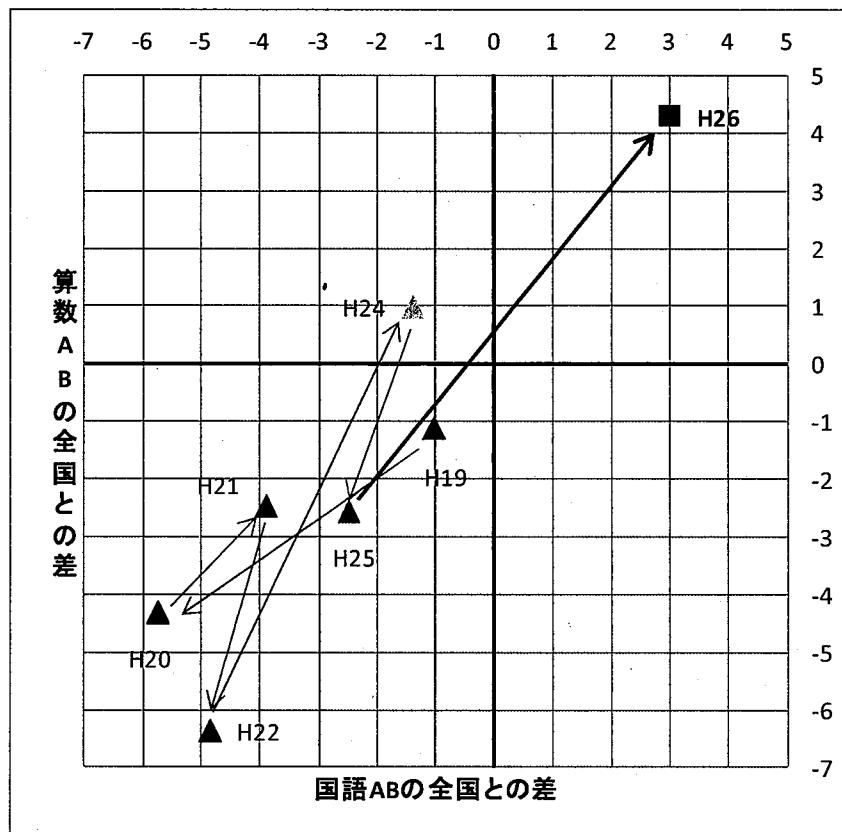
中学校平均正答率:国と町との差				
	国語A	国語B	数学A	数学B
H24	-0.7	0	-5.2	-2.6
H25	-3.5	-5.1	-8	-8.8
H26	-3.6	-4	-6.2	-8

四万十町では、「一人ひとりの『学び』を保障する」教育実践及び教育環境の整備を目指して取組をすすめており、その中で、検証するための1つの指標として、全国学力・学習状況調査結果も活用してきました。

小学校においては、国語・数学を合わせた平均正答率は、平成20～22年度までは、全国から離れておりましたが、その後は向上傾向にあり、平成26年度は、国語・算数とも全国平均を上回っています。

ただし毎年度上下変動しており、今後の分析・取組が必要です。

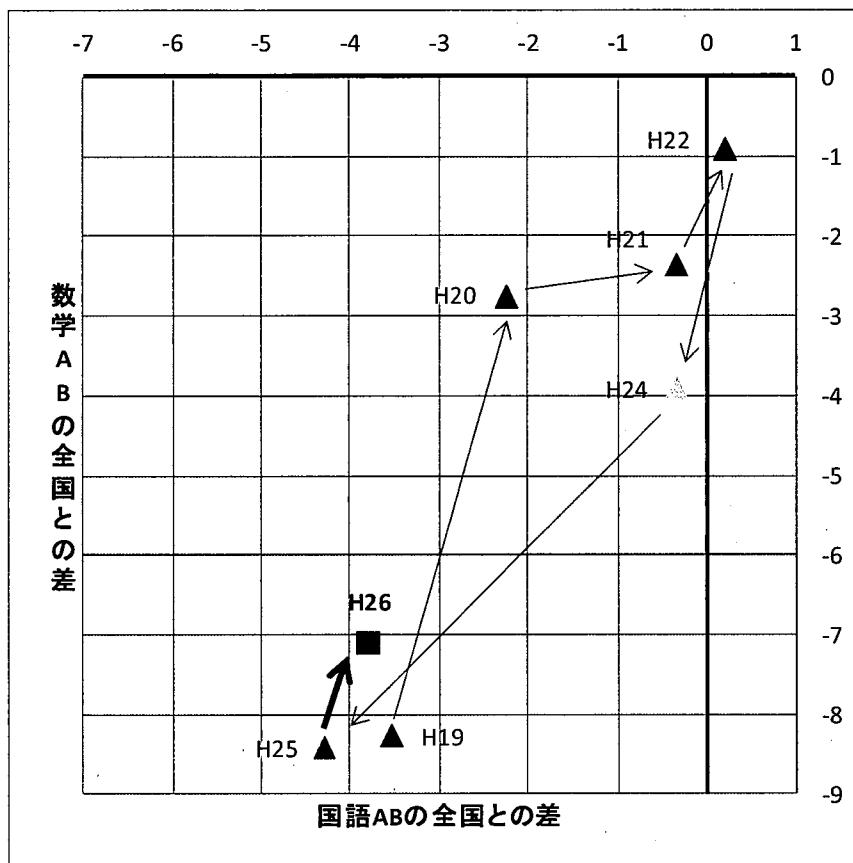
【小学校】 中心0が全国平均値



※H23は震災のため全国集計値はありません。

中学校においては、国語・数学を合わせた平均正答率は、平成 22 年度まで全国に近づいていましたが、近年は離れる傾向にあり、特に数学は、「基礎的知識」「基礎的知識を活用する力」の問題とともに課題が見られます。平成 26 年度は、全国平均に少し近づいたものの、国語・数学とともに落ち込みが課題として残っています。

【中学校】



高知県の子どもの学力は着実に伸びていますが、四万十町では課題点もあり、さらなる学力向上への対策が望まれます。

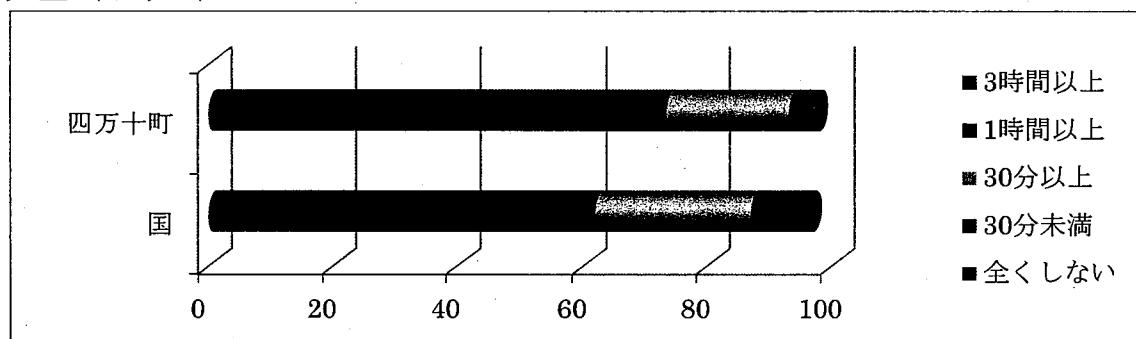
四万十町では、平成 21 年度から校内研究の活性化を図り、児童生徒の学力向上を目指して「校内研究支援事業」等、それぞれの学校の実態に応じた取組を行えるよう目指しています。

そのために、この全国学力・学習状況調査の結果等を各学校で分析し、課題点をあきらかにすることで、その課題解消・学力向上のための取組の研究を他の学校とともに進める必要があります。

② 平成 26 年度の学習状況等

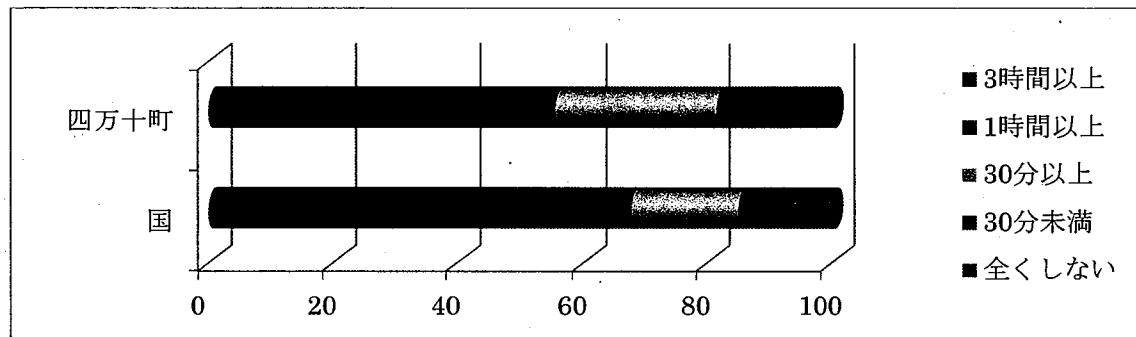
ア) 児童生徒の家庭学習の状況（月曜日～金曜日の 1 日当たりの学習時間）

児童（小学生）



(総計が 100 になっていない場合は無解答等有、以下同じ)

生徒（中学生）



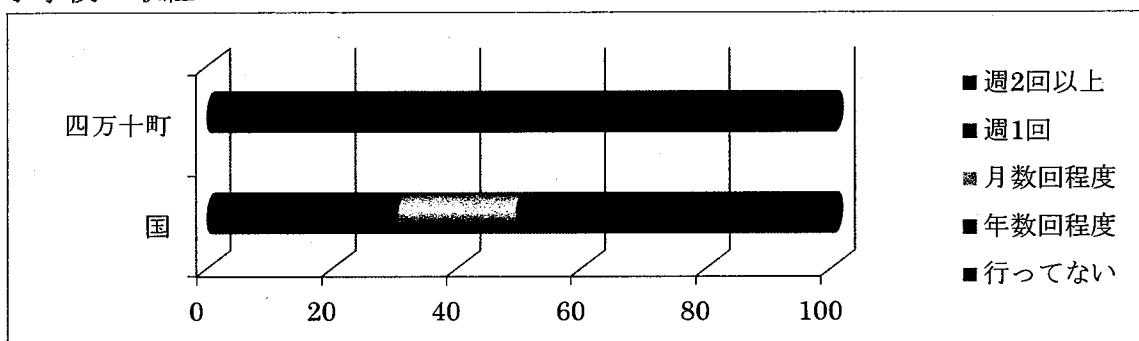
小学生は以前の調査に比べ、1 時間以上の家庭学習をする割合が約 74%と格段に増え、全国値 62%を大きく上回っています。対して中学生は、1 時間以上の家庭学習をする割合が約 56%で、全国値約 68%を大きく下回っています。

（家庭や学校で今後充実させたい取組）

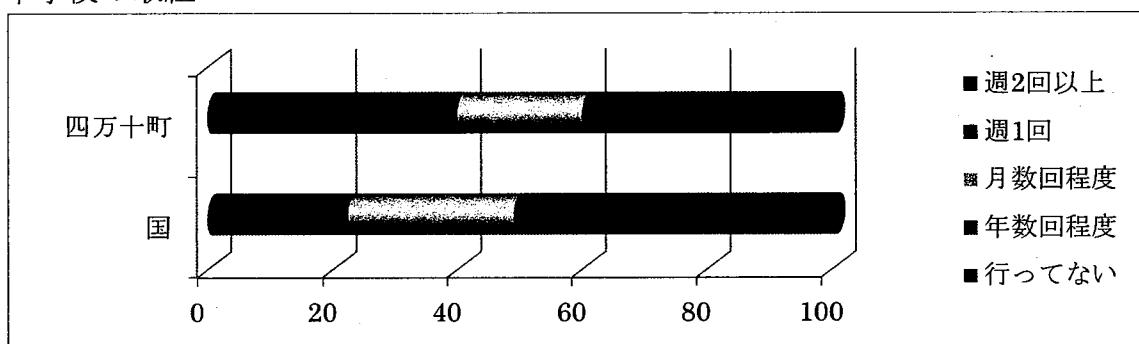
- ・生活習慣の中で、家庭学習の時間を位置付け、取り組む時間を増やす。
- ・どんな家庭学習をしているのか子どもと一緒に保護者も見る。
- ・学習している姿を見かけたら、その場で「自分からできてすごいね」といった評価の声かけをする。
- ・授業の学習内容と家庭学習を効果的に関連づける。
- ・家庭学習の「量を増やす」「質を高める」取組を進める。

イ) 学校の取組の状況（放課後を利用した補充学習）

小学校の取組



中学校の取組



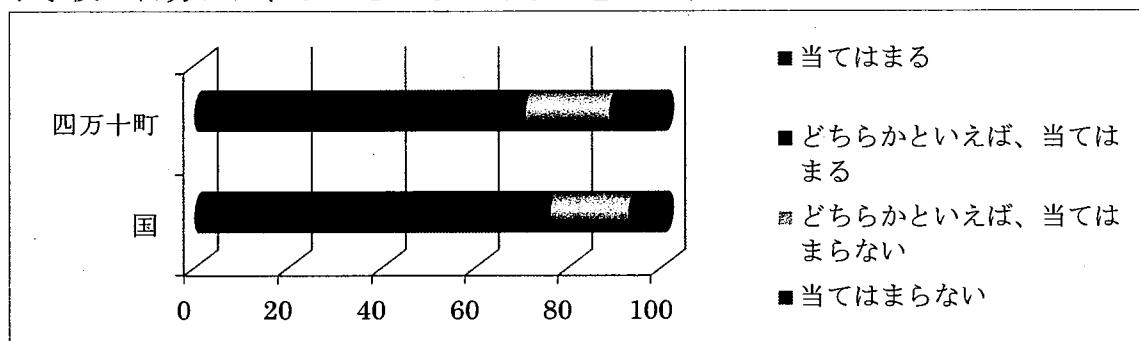
放課後を利用した補充学習は、四万十町の小学校 50%、中学校 40%が週に 2 回以上実施しています。これは全国の小学校約 18%、中学校約 14%と比べると、四万十町の各学校では、放課後の補充学習の機会を多くとっていると言えます。

(学校等で今後充実させたい取組)

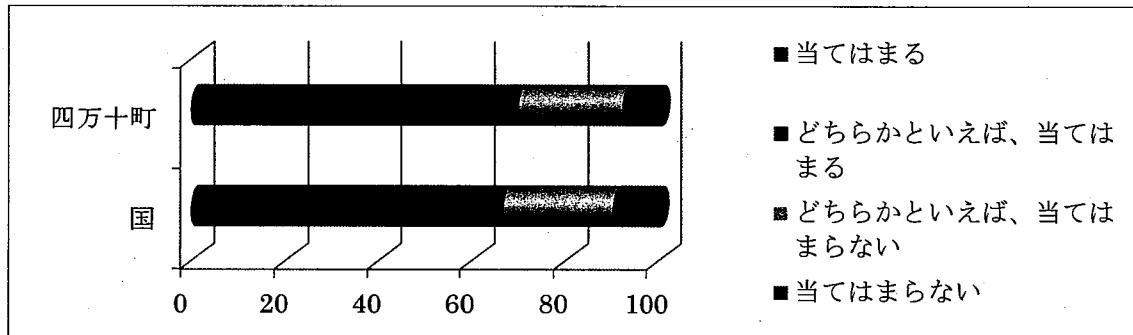
- ・学習内容の選び方や指導方法の工夫による、学力向上にさらに有効な補充学習の研究、実施。

ウ) 自己肯定感、学校・学級づくりの取組充実に向けて

小学校：自分には、よいところがあると思いますか

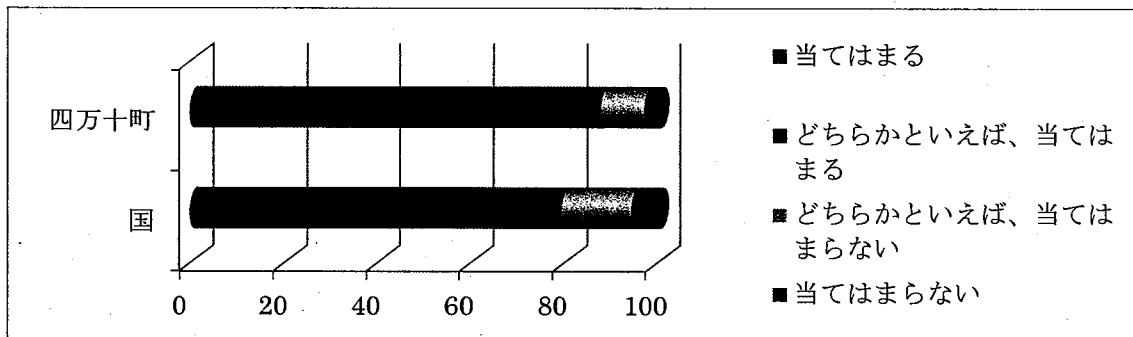


中学校：自分には、よいところがあると思いますか

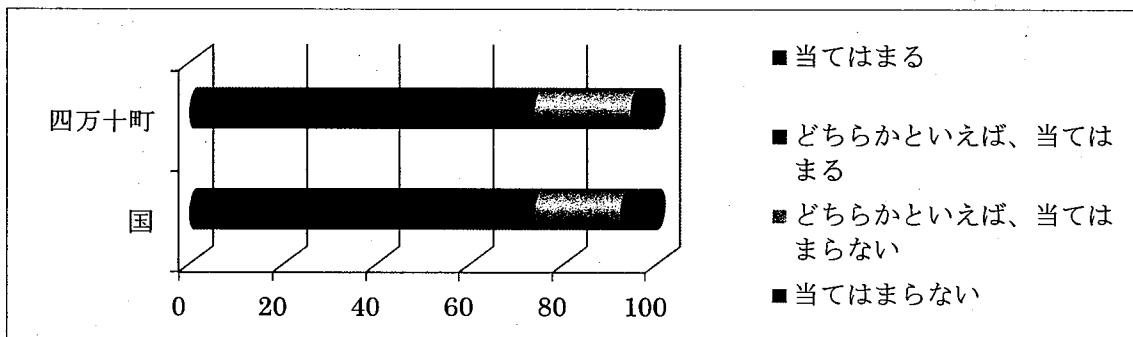


「自分には、よいところがある」と思っている児童生徒は、全国と比べて、それほど大きな差はありませんが、自己肯定感を高める取組は必要です。特に小学生の約 11%は「当てはまらない」と回答しており、約 10 人に 1 人は「自分にはよいところがない」と感じていることが考えられます。

小学校：先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか



中学校：先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか



「先生がよいところを認めてくれている」と思っている割合は、小中学校とも全国と比べてそう変わりませんが、小学校 12%、中学校約 25% の児童生徒が否定的な回答となっています。教職員はどの児童生徒にもよいところがあり、そのよさを認める評価等をしていると思いますが、児童生徒の思いとの差があ

るのかもしれません。特に中学校では4人に1人が否定的な回答をしています。教職員全体で児童生徒に関する情報を共有し、チーム（複数の教職員）で児童生徒を評価することも必要です。

5. 学校の道徳教育（平成26年度道徳教育に関する調査より）

道徳の授業の積極的な公開、家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携を強化し、家庭や地域に開かれた道徳教育を進めることが重要であると、中央教育審議会で答申（H26.10.21）されました。四十町の各学校でも、家庭や地域社会と連携した道徳教育の一環として、道徳の授業公開をしています。平成26年度に全学級で授業公開する学校は、小学校11校（12校中）、中学校5校（6校中）です。全学級で公開していない学校も一部の学級で授業を公開しており、全学校で道徳の授業を公開します。

また学校を含む地域が一体となって、児童生徒の心を育む活動を進めるために、学校等で様々な連携が行われています。小学校では11校（12校中）が、幼稚園・保育所・中学校と連携を、他の1校についても、中学校と連携して取り組んでいます。中学校では5校（6校中）が、小学校・中学校と連携を、他の1校については、幼稚園・保育所・小学校と連携して取り組んでいます。

文部科学省が平成26年度から使用できるように配布した道徳教育用教材「私たちの道徳」という冊子も町内の全小中学校で、道徳の授業はもちろん、特別活動や、学校での生活場面や教育活動など、その他の場面でも使われています。

道徳教育の全体計画へ「私たちの道徳」を位置付け、意図的・計画的に活用することで、道徳の時間の特質に応じた授業づくりを目指し、学校・学級づくり、児童生徒の人間形成の取組充実を図ることも大切です。

四十町内のどの学校で学習しても、同等の学習機会が得られ、同質・同量の学習内容が習得できる町内学校の平準化をすすめることが大切です。小中学校ともに、全国平均以上の平均正答率を目指すことも、高いレベルの学習のめやすの一つとなります。

また何よりもどの児童生徒も楽しく過ごせる、それぞれの地域に応じた学校づくりを今後もすすめていくことが必要不可欠です。

6. 児童生徒の体力・運動能力等の状況

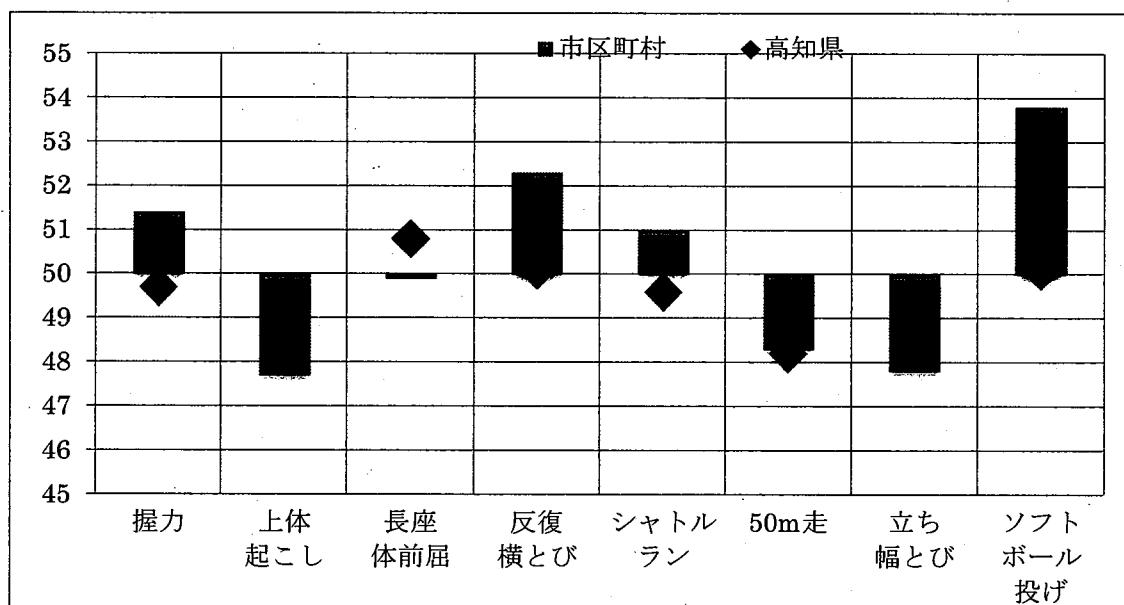
①^{注2)}「体力 T 得点」による全国平均との差

(平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より)

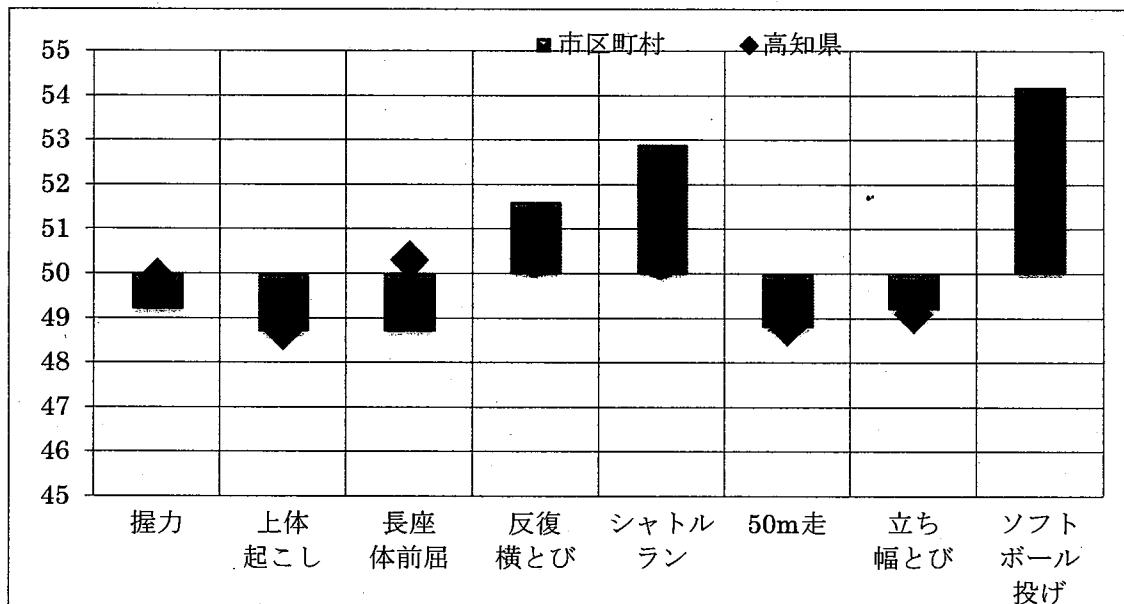
^{注2)} 体力 T 得点（全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較できるもの。縦軸 50 が全国値）

小学校 5 年生（男子）

※市区町村＝四万十町数値

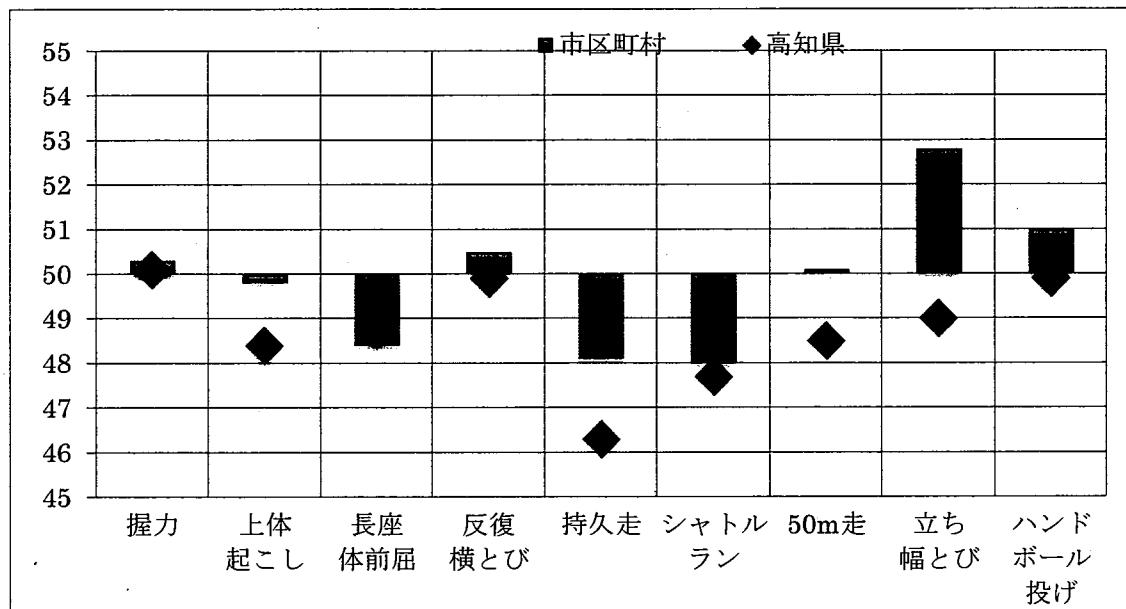


小学校 5 年生（女子）

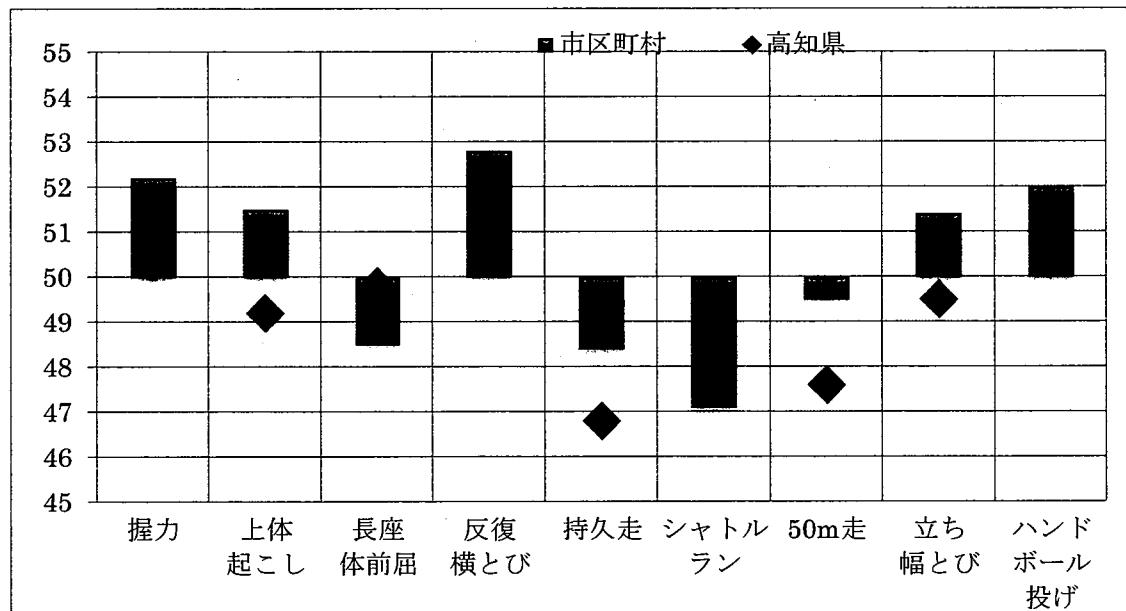


中学校 2 年生（男子）

※市区町村＝四万十町数値



中学校 2 年生（女子）



科学技術の進歩、社会環境の変化により、児童生徒を取り巻く環境は常に変わっています。仕組まれた活動以外で、日常生活の場で、体力を向上させたり自然の中で体験をすることが、児童生徒の活動の場から減少しています。また低学年児童時からの特定の運動への偏りや、運動する児童生徒と運動しない児童生徒との二極化なども危惧されます。

そのため各学校では、体育の授業改善や学校全体の取組（全校朝マラソン等）、

学校行事等で児童生徒の体力向上に向けた取組を進めております。

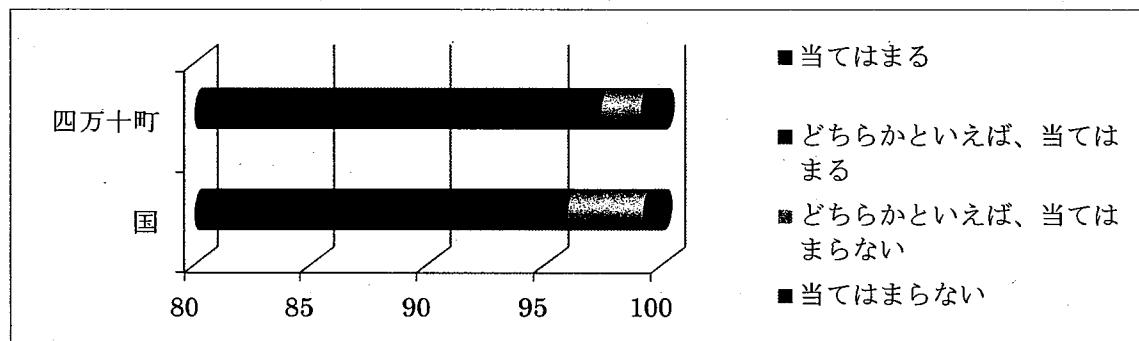
平成 26 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査においては、小学生も中学生も男女ともに、身体の柔軟性をはかる長座体前屈が、全国値を下回っています。身体の柔軟性はスムースな動作や、怪我を防ぐうえでも大切な要素であり、体育の授業等で柔軟性を高める取組を、充実させる必要があります。

また、男女とも小学校では、全国に比べシャトルランの値が高いが、中学校になるとシャトルラン、持久走などの全身持久力の値が低くなります。継続した運動による体力維持向上の取組、スポーツを通して身体を動かすことの楽しさを感じさせる取組が必要だと思われます。

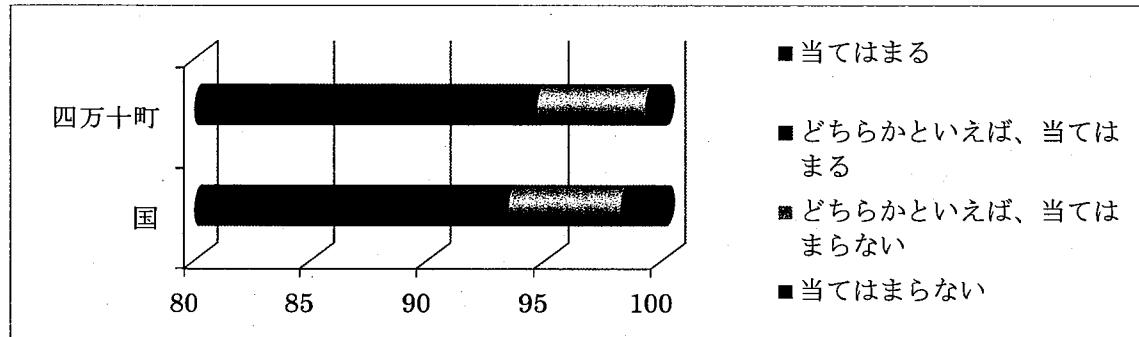
② 児童生徒の朝食の状況（平成 26 年度全国学力・学習状況調査結果より）

児童生徒の体力の維持向上を図るためにには、学校教育や社会教育における取組とあわせて、基本的生活習慣の確立が基盤となることを共通認識としながら、学校・家庭・地域と連携し「早ね 早起き 朝ごはん」といった取組を拡充させていくことが今後も必要です。

小学校：朝食を毎日食べていますか



中学校：朝食を毎日食べていますか



四十町の児童生徒は、全国に比べると朝食を食べている割合が高いが、中学生になると全国とともにその割合が減っています。基本的生活習慣の確立がまわりの大人からの働きかけのみに頼ることなく、自立活動の一環として身につけられるような取組が必要です。

また少ないとはいっても、否定的意見の朝食を毎日食べていない小学生 2.6%、中学生 5.4%への手立ても各学校で個別に取組を進めることが必要です。否定的意見の中には、朝食が用意されていないなど、少なからず家庭環境の影響を受けているケースも考えられ、教育・福祉関係機関と連携し、取り組んでいく必要性も考えられます。

7. 児童生徒の生徒指導上の諸問題の状況

① 長期欠席及び長期欠席（不登校）等傾向の児童生徒数

(高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査より：平成 26 年度 12 月時点)

小学校 【単位：人 (注³) 出現率】

	四十町	高知県
12月末までの欠席日数累計 20 日以上	3 (0.39)	421 (1.22)
※ 1 欠席日数累計 30 日以上	3 (0.39)	227 (0.66)
※ 1 の児童のうち 引きこもり	0 (0.00)	15 (0.04)
※ 1 の児童のうち 全欠 (1 日も出席無)	2 (0.26)	16 (0.05)

注³) 出現率=児童生徒 100 人あたりの不登校児童生徒数の割合

中学校

	四十町	高知県
12月末までの欠席日数累計 20 日以上	14 (3.28)	801 (5.03)
※ 1 欠席日数累計 30 日以上	10 (2.34)	637 (4.00)
※ 1 の生徒のうち 引きこもり	1 (0.23)	35 (0.22)
※ 1 の生徒のうち 全欠 (1 日も出席無)	0 (0.00)	40 (0.25)

四十町における平成 26 年度の不登校等児童生徒の出現率等は、高知県の出現率を下回っています。しかし小学校と比べると中学校で増加傾向にあり、特に中学 3 年生で増加しています。家庭環境等を含むそれぞれの生徒の要因はありますが、高校入試等の中学校卒業後の進路決定に向けての学習等への不安も要因の一つと考えられます。

四十町では、この課題の解決に向け、各学校や四十町教育研究所、四十町教育支援センターと密接な連携を図り、不登校児童生徒数の減少、解消に

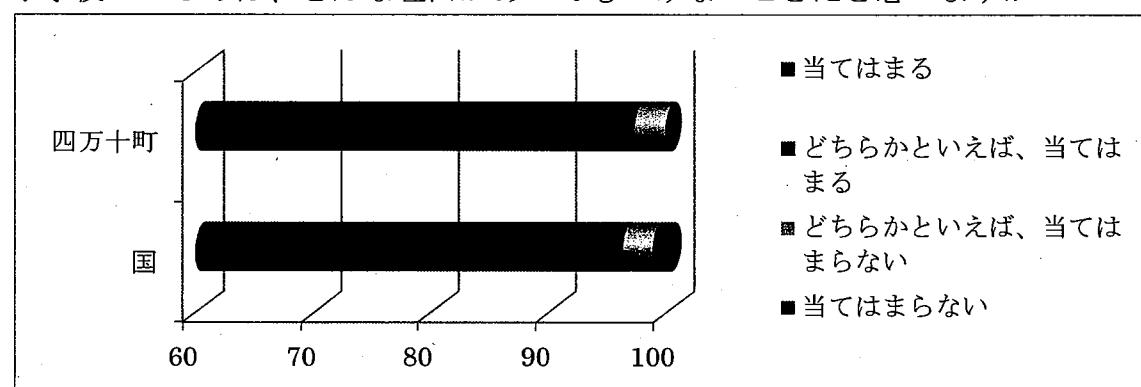
向けた取組を進めています。今後も不登校児童生徒の減少への対応だけでなく、不登校児童生徒の出現の未然防止に向けた取組も強化・充実させる必要があります。これには、児童生徒を支援する取組のみならず、その保護者、家庭への支援も必要と考えます。不登校は学校で表出することですが、その背景には、家庭等の課題に影響を受けている場合が、少なからずあります。学校をはじめとする教育関係機関のみならず、福祉関係機関とも連携を密にし、取り組みを進めていくことが必要です。

② いじめの認知状況

認知件数	町：小学校	県：小学校	町：中学校	県：中学校
H26.12月末	0 件	136 件	3 件	225 件

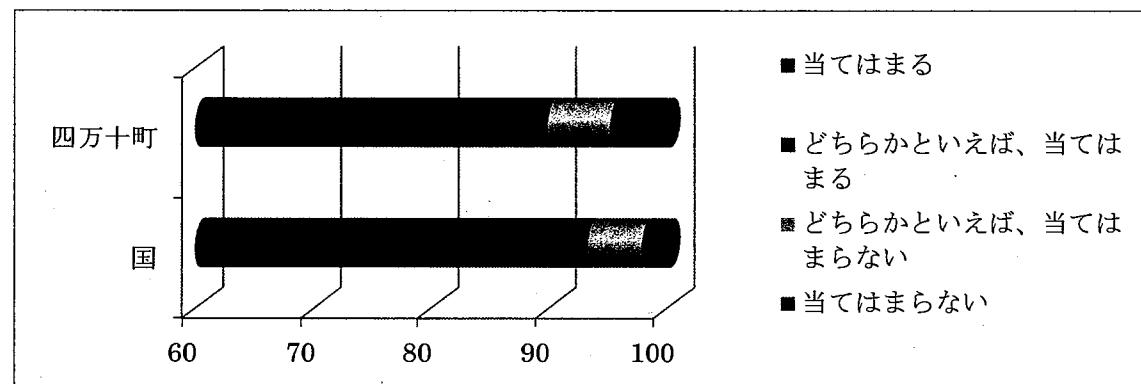
いじめの認知件数も不登校等と同様、中学校で増加する傾向が見られます。四万十町の中学校 3 件については、すべて解消しておりますが、今後も「いじめは絶対に許さない」という方針で、いじめ防止の対策を拡充させていくことが重要です。

小学校：いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか



(平成 26 年度全国学力・学習状況調査結果より)

中学校：いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか



「いじめは絶対に許さない」という方針のもと、各学校でもいじめ解消・防止の取組をしていますが、町内中学生の約10%が否定的回答をしており、全国を上回っています。小学校では「どちらかといえば、当てはまらない」が約3%、「当てはまらない」が0%なので、中学校入学前からの小中連携により、中学校入学時から学校生活等をよりスムースにしていく取組が必要です。

町内の学校で実施している「楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)」のデータ等を活用し、学級全体、学校全体で取り組み、1人ひとりの自己肯定感を高めることが今後も重要です。

8. 防災教育

近い将来、必ず起こるであろう南海トラフ地震等の災害から命を守るために、学校における減災・防災教育は必要不可欠です。子どもたちが、自らの命をどのような状況においても守れるよう、自立を促す教育となるようにしなければなりません。

四万十町においては、海岸線に面した興津小中学校で地震・津波等を想定した避難訓練や炊き出し訓練等を、地域住民と協働で実施しています。また県内に先駆けて、防災マップ作りや地区内での海拔表示等も行ってきました。山間部の十川小学校では、山津波や災害時の孤立化防止等の対策を学習しています。

これらの実践をモデルとし、四万十町内の小中学校の防災教育を、それぞれの地域の状況に応じて進めていくことが必要です。

9. ^{注2)}ICTを利活用した学校教育について

インターネットやモバイル通信の急速な普及など、情報通信技術の革命によって、地球規模で産業活動や社会生活様式が大きく変化するとともに、知識が相互に連鎖して、高度な付加価値が生み出される社会へと移行しています。四万十町の児童生徒も、近い将来、こうした社会で生きていくことになるため、情報教育の一層の充実により、基本的な情報活用能力を身に付けさせることが必要です。

四万十町のICT利活用の先進校として、平成22年度より、総務省の「絆プロジェクト」指定事業に取り組んだ十川小学校が、電子黒板やタブレットパソコンを使って研究・実践を行っています。四万十町内のICT教職員研修も十川小学校を拠点として行い、各学校へのICT機器導入後の利活用へ向けて、教職員

の指導技術や指導方法の習得を図っています。

財政上の負担が大きいという機器導入への課題もありますが、これから四
十万町を担う児童生徒の ICT 利活用力向上のために、今後も ICT 機器導入、ICT
を利活用する学校教育を進めていく必要があります。

^{注2)} ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術)

第2部 四つの基本的方向性に基づく今後5年間の方策

基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成

基本施策		主な取組	現状・課題	実施計画	成果目標
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	1 教育内容・方法の充実	1-1 教材、指導方法、指導形態の開発や改善	<p>児童生徒一人ひとりが学習内容に興味を持ち仲間とともに学ぶことができる取組が必要である。</p> <p>児童生徒において全国上位の学力水準を目指す取組が必要である。</p> <p>義務教育9年間の発達段階に応じた指導・支援が必要である。</p> <p>それぞれの児童生徒が希望の進路を実現できるよう学習の到達度を把握し、教職員の情報共有のもときめ細かい指導・援助に努めている。</p>	<p>H26 H27 H28 H29 H30</p> <p>指導方法や教材の活用、発問の工夫等、実践における活用をすすめる。 小学校間、小中学校間が連携した取組とする。</p>	<p>児童生徒の学習意欲が向上し、学習習慣が改善する。</p> <p>中学校卒業後に全生徒が希望する進路にすすめることを目指す。</p> <p>将来の夢や当面の目標を持っている児童生徒の割合が増加する。</p> <p>児童生徒の進路に向けた意識が向上する。</p>
	1-2 ICT(情報通信技術)利活用による新たな学びの推進	<p>基本的考え方にある力をより効果的に育成するため、ICT利活用による協働型・双方向型の授業を研究することが必要である。</p> <p>ICT利活用が促進されるよう教職員のスキルアップが必要である。</p>		<p>拠点校等を中心に、電子黒板等(IWB)やタブレット型パソコン(TPC)、教材提示装置等を整備する。</p>	<p>各学校におけるICT機器利用率が増加し、教員の授業の準備や学校事務の効率化がすすむ。</p>
	2 高等学校への接続(連携型中高一貫教育を軸として)	2-1 中学校と高等学校の連携強化	<p>連携型中高一貫教育に取り組んでいる大正・十和地域の中学校と四万十高校との異校種間交流(各教科等の部会、教員交流)を継続・強化することで、中長期的視野をもった教育活動をすすめている。</p> <p>窪川地域の中学校と窪川高校との交流機会が大正・十和地域に比べて少ない状況にある。</p>	<p>大正・十和地域の中学校と四万十高校との異校種間交流を継続・強化し、中長期的視野をもった教育活動をすすめる。</p>	<p>四万十高校で実践されている環境教育を軸とした取組を地域等に発信すること等により、四万十町の自然環境をいかした活動を活性化させる。</p>
	3 豊かな心と健やかな体	3-1 人権教育	<p>学校における人権教育の指導方法等に関する研究とその成果の普及、実践事例の公開等による人権教育の取組の改善・充実及び教育活動の全教科・全領域を通じた取組が必要である。</p> <p>学校・家庭・地域等の連携により社会参画意識や公共の精神など、主権者として社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に資する取組が必要である。</p>	<p>学校における人権教育の取組の改善・充実を支援する。</p>	<p>学校等でのいじめ・体罰の解消を図るとともに発生を防止する。</p> <p>児童生徒等の自己肯定感を向上させる。</p> <p>アンケート(QU等)等による様々な集団における満足感が向上する。</p>
				<p>四万十町人権教育研究協議会及び各支部の取組をはじめ、学校・家庭・地域の連携による取組を支援する。</p>	<p>主権者として社会で自立するための基礎的な能力や態度を育成する。</p>

基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成

基　本　施　策	主　な　取　組	現　状　・　課　題	実　施　計　画					成　果　目　標	
			H26	H27	H28	H29	H30		
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	3 豊かな心と健やかな体	3-2 道徳教育	道徳教育を進めるためには、学校や学級内の人間関係を整え、道徳教育の指導内容が児童生徒の日常生活にいかされることが必要である。 そのためには家庭・地域が連携した取組が不可欠である。	実施計画 H26 H27 H28 H29 H30					
			心を耕す教育の柱として、高知県教育委員会が進める道徳教育と連動した取組の充実が必要である。	道徳の授業公開を継続する。					
	3-3 食育（関連事項後掲18-3）	食育の充実には家庭との連携が重要なため、家庭での協力や学校等における取組の情報発信を積極的に行うことが必要である。	高知県教育委員会が進める道徳教育と連動した取組を行う。					町内小中学校全校での道徳授業公開を増加させる。 家庭・地域が連携し、道徳教育を進める。 道徳教育の指導内容が児童生徒の日常生活にいかされること。	
			地産地消をとおして地域の「産業」「食文化」における特長を知り、郷土について考える機会をつくることが必要である。	高知県教育委員会が進める道徳教育と連動した取組を行う。					
		3-4 学校保健・スポーツ	子どもの全般的な体力の減退や、普段運動をする者しない者の格差が拡大している。 科学的な理論を取り入れた教科学習をさらに充実させることが必要である。	栄養教諭を中心とした学校における食育の充実を図る。					
		3-4 学校保健・スポーツ	学校長のリーダーシップのもと養護教諭等を中心とした保健室経営の充実及び教職員全員が保健室経営方針を理解し協力しながら、児童生徒の心身の成長を支援することが必要である。	学校給食において地場産物を積極的に活用する取組をすすめる。 (例：高い割合で町内産食材を使う町内統一献立日を設けるなどの取組)					
			学校給食において地場産物を積極的に活用する取組をすすめる。 (例：高い割合で町内産食材を使う町内統一献立日を設けるなどの取組)					地産地消を積極的に推進する。 地域の「産業」「食文化」について知り、郷土について考える機会とする。	
			体育・保健体育などの教科学習を中心として学校の教育活動全体を通じた保健教育の充実を図る。					教育活動全体を通じた保健教育を充実させる。 専門的知識を持った講師による指導等の機会が増加する。	
	3-4 学校保健・スポーツ	各種スポーツ団体、子ども会、スポーツ少年団等の活動を活性化することが必要である。	学校長のリーダーシップのもと養護教諭を中心とした保健室経営を充実させる。					養護教諭や保健主事を中核とした保健室経営が充実し、児童生徒の心身の成長を継続的に支援することができる。 学校生活の子どもの様子や状況を学校から家庭等に発信する機会が増加する。	
			体育・保健体育や運動部活動等の学校の体育に関する活動や、スポーツクラブ等との連携による活動を通じて、町民がスポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備が必要である。					スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境を整備し、体力の向上につなげるとともに健康教育・健康管理を継続的に推進する。	
		3-4 学校保健・スポーツ	市民融和の醸成、交流人口の拡大を図るために全国発信スポーツ大会（四万十川桜マラソン・四万十川ウルトラマラソン等）を毎年開催している。	社会体育施設や学校施設の開放と整備を行い利便性の向上を図る。					
		全国発信スポーツ大会（四万十川桜マラソン・四万十川ウルトラマラソン等）を継続開催する。					スポーツ人口が拡大し、スポーツの振興、健康増進につながる。 全国発信スポーツ大会（四万十川桜マラソン・四万十川ウルトラマラソン等）を継続開催し、市民融和の醸成、交流人口の拡大を図る。		

基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成

基 本 施 策 (1) 主として教育内容・方法に関する取組	主 な 取 組	現 状 ・ 課 題	実 施 計 画					成 果 目 標
			H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
	3 豊かな心と健やかな体	3-5 学校教育時期に文化に触れる環境、体験できる機会	小中学校の各教科・領域等の学習活動で学校図書館がさらに活用されるよう環境整備を行うことが必要である。					学校図書館の蔵書を計画的に拡充するとともに町立図書館との連携による読書活動の充実につなげる。
			生活環境の変化にともない「活字離れ」「読書離れ」が懸念される。					学校図書館支援員を拠点校に継続配置することにより、学校図書館活動を支援し、学校図書館の更なる活用につなげる。
			感性豊かな子どもを育成する取組が必要である。					学校図書館機能を活用した全校一斉読書の取組や、新聞を活用した教育(NIE)の推進に学校図書館機能を活用するよう努める。
			未来の四万十町を託す子どもたちに生きる力を醸成する取組として、小学生(4~6年生)を対象とした体験活動「わんぱく学校」を開催している。 また、中高生のリーダー育成にもつながっている。					児童芸術鑑賞事業などを継続的に開催する。
	4 乳幼児期の養護及び教育の充実(幼保一元化の推進)	4-1 幼保一元化の推進	保育所と認定こども園において、質の高い乳幼児期の保育・学校教育の提供に努めている。					豊かな個性と能力の伸張と「夢・希望・あこがれ」を持ち、自らが将来を考えることのできる力の醸成を図るとともに異なる学校の児童等の交流を通じて、「友情・規律・連帯」の精神を養う。
		4-2 幼児教育の質の向上	教職員等の資質向上のため、保育所・認定こども園の研修受講促進や、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有者の増加が必要である。					現在ある大正地域の認定こども園のノウハウを乳幼児期の保育・学校教育に反映させるとともに逢川・十和地域に認定こども園を各1園整備することを目指す。
			保育所・認定こども園・小学校との連絡会等を開催、「就学時引き継ぎシート」の活用など、小学校への連携に努めている。					保育士、幼稚園教諭の人員を確保するとともに資質向上に努め、安定した保育と幼児教育を行う。
	5 ニーズに対応した教育	5-1 特別支援教育の推進	就学指導委員会等の意見を参考に、適正就学の確立やその支援、可能な範囲の環境整備をすすめている。					「就学時引き継ぎシート」を積極的に活用し、保育所・認定こども園・小学校との連携による保育、幼児教育、義務教育を行う。
			特別支援教育支援員を配置し、おもに通常学級に在籍する支援を要する児童生徒を支援している。 児童生徒のニーズに対応した支援を継続して行う必要がある。					確実に引き継ぐことにより、個々に対応した教育等を行う。
								支援を要する児童生徒に対して必要な環境整備などの支援を行い、適正就学を確立する。
								支援を要する児童生徒に対して特別支援教育支援員を確実に配置し、義務教育終了後の進路や自立につながる適切な支援を行う。

基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成

基 本 施 策	主 な 取 組	現 状 ・ 課 題	実 施 計 画					成 果 目 標		
			H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0			
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	5 ニーズに対応した教育	5-1 特別支援教育の推進	子どもたちの状況に応じた様々なケアが柔軟に行える体制を整えることが必要である。	<p>The chart shows the implementation plan for special support education across five months (H26 to H30). It includes a title box: '養護教諭や特別支援教育学校コーディネーターの活動の重要性を教育関係者全員が意識できる取組を行う。' Below it are four boxes corresponding to the months, each containing a sub-point about improving individual guidance plans and educational support plans.</p>					養護教諭や特別支援教育学校コーディネーターの活動の重要性を教育関係者全員が意識する。	
		5-2 支援を要する子ども・家庭等への支援	教育相談員等の配置により、子どもや保護者、教職員、地域の方々の教育に関する相談に対応している。 教育支援センターを設置し、不登校・引きこもり傾向となっている児童生徒等への支援を行っている。	<p>This chart continues the implementation plan for support. It includes a title box: '個別の指導計画及び個別の教育支援計画により、指導方法や指導体制を工夫改善しながら、特別支援学級等の児童生徒に対する支援を行っている。' Below are three boxes for H27, H28, and H29, each with a point about continuing to place educational consultants and similar staff.</p>					子どもたちの状況に応じた様々なケアが柔軟に行える体制を整備する。 特別支援学級等の児童生徒に対する「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率を増加させる。	
		5-3 各関係機関との情報共有・連携活動体制等の強化	義務教育終了後の引きこもり傾向等にある未成年者に対して、進路決定や将来必要なスキルを身につけるための支援が必要である。	<p>This chart continues the implementation plan for information sharing and collaboration. It includes a title box: '義務教育終了後の引きこもり傾向等にある未成年者に対して、進路決定や将来必要なスキルを身につけるための支援が必要である。' Below are three boxes for H27, H28, and H29, each with a point about research and implementation of support systems for dropouts.</p>					継続して教育相談員等を配置し、子どもや保護者、教職員、地域の方々の教育に関する相談に対応する。	
	6 現代的・社会的課題に対応した学び	6-1 学校安全に関する学習	スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、各学校と関係機関等との情報共有を図るとともに、連携活動体制のコーディネートを行っている。	<p>This chart continues the implementation plan for school safety learning. It includes a title box: 'スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、各学校と関係機関等との情報共有を図るとともに、連携活動体制のコーディネートを行っている。' Below are three boxes for H27, H28, and H29, each with a point about continuing to place SSWs and strengthen coordination.</p>					3地区での教育支援センターの活動の体制を確立（3地区指導員リーダー配置等）し、不登校等の児童生徒等への効果的支援の安定と機会の増加を図る。 地区拠点を確立し、相談窓口の周知徹底を図る。	
			四万十町子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）において、健康福祉課や関係機関等との情報共有や連携活動を行っている。	<p>This chart continues the implementation plan for school safety learning. It includes a title box: '四万十町子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）において、健康福祉課や関係機関等との情報共有や連携活動を行っている。' Below are three boxes for H27, H28, and H29, each with a point about continuing information sharing and collaboration.</p>					義務教育修了後の引きこもり傾向等の未成年者の把握や進路確定への相談活動や支援の増加を図る。 教育支援センター機能向上のための町外研修への指導員の参加率を向上させる。	
				<p>This chart continues the implementation plan for school safety learning. It includes a title box: '教育支援センターの活用など、義務教育終了後からおむね19歳までの引きこもり傾向等にある未成年者に対して、支援方法や支援体制を研究する。' Below are three boxes for H27, H28, and H29, each with a point about continuing to place SSWs and strengthen coordination.</p>					SSWを複数配置し、担当地区（学校・関係機関等）を拠点とした活動体制を確立し、連携活動を行う。	
	6 現代的・社会的課題に対応した学び			<p>This chart continues the implementation plan for school safety learning. It includes a title box: '継続してSSWを配置し、連携活動体制のコーディネートを強化する。' Below are three boxes for H27, H28, and H29, each with a point about continuing information sharing and collaboration.</p>					窪川と大正・十和の2活動拠点体制をSSW、教育相談員により確立し、常時相談窓口等を開設する。	
				<p>This chart continues the implementation plan for school safety learning. It includes a title box: '四万十町子ども支援ネットワークにより、健康福祉課や関係機関等との情報共有や連携活動を継続する。' Below are three boxes for H27, H28, and H29, each with a point about continuing information sharing and collaboration.</p>					町内関係機関での情報共有や連携活動を継続することにより、支援や保護を必要とする児童生徒の安全の確保等を行う。	
				<p>This chart continues the implementation plan for school safety learning. It includes a title box: '支援ケースの緊急性・重要度を見極めることで後手にならない支援を実施する。' Below are three boxes for H27, H28, and H29, each with a point about continuing information sharing and collaboration.</p>					支援ケースの緊急性・重要度を見極めることで後手にならない支援を実施する。	
	6 現代的・社会的課題に対応した学び	6-2 地域社会との連携による学び	生活安全・交通安全・災害安全について、自らを守り抜く「主体的に行動する態度」を育成することが必要である。	<p>This chart continues the implementation plan for school safety learning. It includes a title box: '生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じた教育内容の充実や教育手法の改善・普及を図る。' Below are three boxes for H27, H28, and H29, each with a point about continuing information sharing and collaboration.</p>					関係機関等と連携し、点検等を行い危険箇所等についてはできる限り早急に対応することにより、安全を確保する。	
			南海トラフ地震に備えた「海岸部」「台地部」「山間部」など学校・地域の立地条件に応じた防災・減災学習をすすめることが必要である。	<p>This chart continues the implementation plan for school safety learning. It includes a title box: '学校・地域の立地条件に応じた防災・減災学習をすすめる。先進的取組をしている学校を拠点として、教育内容の研究を深める。' Below are three boxes for H27, H28, and H29, each with a point about continuing information sharing and collaboration.</p>					防災教育により自らを守る知識を習得させる。 地域の実情に応じた防災教育を実施し、災害時に自らを守る知識を習得させる。	

基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成

基 本 施 策 (1) 主として教育内容・方法に関する取組	主 な 取 組	現 状 ・ 課 題	実 施 計 画					成 果 目 標
			H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
6 現代的・社会的課題に対応した学び	6-2 環境教育	「四十町環境条例」に基づき、環境教育をすすめる学校を支援することにより、学校や地域等の様々な場における自主的な環境行動の実践につなげることが必要である。						学校や地域等の様々な場において、自主的な環境行動を実践する。
	6-3 持続発展可能な教育	体系的な思考力（多面的かつ総合的な物の見方や、問題や現象の背景の理解を含めての思考等）、代替案の思考力（何が問題なのかを浮かび上がらせ、その上で代替案も示しながら問題を解決する思考等）、データや情報の分析能力、コミュニケーション能力を育み、リーダーシップの向上を目指した取組の研究を支援することが必要である。						ユネスコスクールの指定校や防災・減災教育先進校等を核に持続発展教育の取組を支援することにより、体系的な思考力、代替案の思考力、データや情報の分析能力、コミュニケーション能力を育み、リーダーシップの向上につなげる。
	6-4 生涯にわたる学び	高齢社会を生きる一人ひとりが、ともに地域社会を支える一員として充実した人生を過ごせる社会づくり（年齢によって一律に65歳以上の者を高齢者として「支えられる人」と捉えることを改め、全世代がそれぞれの経験・知識等をいかし参加する社会づくり）が求められている。 中高年世代は職場において中管理職的な立場にあり多忙な場合も多く、高齢期に向けた準備の学習や地域活動に関する学習まで関心を向けることに課題がある。 参加・体験型の手法や講座1コマで1つのテーマを要領よく学べる形態で、興味・関心がもてる学びの場が必要である。						講演会、研修会を実施することにより、新たな見聞を広める。仲間との出会い・交流の輪を広げ、高齢者の生きがいづくりを進め、経験・知識等を活かした取り組みにつなげる。
	6-5 学校週6日制	学校単位で行っている「開かれた学校づくり」「土曜日学校」等の地域との交流活動や、生涯にわたる生きがいづくりを支援している社会福祉協議会等の外部関係機関と連携した全世代が交流できる学び合う場づくりを支援している。 学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てるという基本理念の下、完全学校週5日制が実施(H14.4)された。この基本理念は変わらないものの土曜日に様々な経験を積み、自らを高めている子どもたちが存在する一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なからず存在している。						時間的余裕のない中高年世代への研修機会を企画する。 研修内容・方法の工夫と検討も行う。
								学校単位、外部関係機関等の世代間交流の学び合う場・機会への参画・支援活動を増加させる。
								学校、家庭、地域の状況をみながら土曜日授業について検討する。

基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成

基 本 施 策	主 な 取 組	現 状 ・ 課 題	実 施 計 画					成 果 目 標
			H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
(1) 主として教育内容・方法に関する取組	7 キャリア教育、地域・社会への接続支援、接続へのコーディネーター育成	7-1 キャリア教育の視点を取り入れた取組 今までの教育活動の質を高め、学力向上、基本的生活習慣の確立、社会性の育成という内容を充実させる計画的な取組が必要である。						既存の取組に全教員がキャリア教育の視点を持ってのぞめるよう体体制やPDCAサイクルの確立をし、学力向上、基本的生活習慣の確立、社会性の育成につなげる。
		7-2 地域等で核となる人材の発掘・育成 児童生徒の体験活動（わんぱく学校等）におけるジュニアリーダー活動や、成人式実行委員会での企画・運営、青年団活動への支援等を通して、地域の活動の核となる人材を育成することが必要である。						児童生徒の体験活動におけるジュニアリーダー活動や、成人式実行委員会での企画・運営、青年団活動等の社会教育関連行事を通じて、地域の活動の核となる人材を育成する。
(2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組	8 教職員の資質向上	8-1 校内研修充実 教職員一人ひとりが各校それぞれの子どもの実態に即した教育を実践するための研究体制の確立及び校内研修の活性化を図るために支援を行っている。						学校で公開する授業等の事後研究を増加させることなどにより、教職員一人ひとりが各校それぞれの子どもの実態に即した教育を実践する。
		教職員一人ひとりの信念や指導方法のポイント、経験年数に違いはあっても、校内の研究・研修や学校の教育理念に基づく実践は、全員で協働することが必要である。						教職員が自発的に情報交換や教材研究、教育に関する協議を行う場面を増加させる。
	8-2 学び続ける教員 教育の専門集団の一員として、過去の経験則のみにしばられることなく、常に教室の事実に基づき、児童生徒の実態を協議できる教育環境づくりをすすめている。							学校全体で、児童生徒の実態に対応した指導等が行える教育環境をつくる。
	8-3 同僚性構築 教職員は自らの知識やスキルから生じる権威を持っており、これは職務上の立場による権威とは対照をなす専門職の権威であり、専門職スタッフによる組織の有効な活動には、支え合う同僚との良好な関係である同僚性の構築が必須である。							専門的知識と実践的指導力の習得により、児童生徒の学力の向上につなげる。
		教職員の職場では、年齢構成に偏りがある場合が多く、OJT（職場内研修）が有効に機能しづらいこともある。そのため学校長のリーダーシップのもと、学校のビジョンを共有化し実現のための研修をする必要がある。						各学校の同僚性を構築し、学び続ける教員を育て、実践と結び付いた校内研究・研修を活性化させる。
								学校の経営方針・研究方針等の情報共有が校内研修において教職員全員で確認され、校務分掌にそったリーダーのもと、教職員全体で取り組まれる。
								取組計画・実施と同僚性の構築の相乗効果により、公的な場で教職員一人ひとりの意見が出せる職場を確立させる。

基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成

基 本 施 策	主 な 取 組	現 状 ・ 課 題	実 施 計 画					成 果 目 標					
			H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0						
(2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組	8 教職員の資質向上	8-3 同僚性構築	学校改善は、教育行政から学校マネジメント、そして各学校内のリーダーシップへとより児童生徒に近いレベルへ焦点が移行している。 「土佐の教育改革10年」の反省からも学校間・教職員間の教育改革への温度差をなくすことが重要である。	<table border="1"> <tr><td>定期的な校内研修会だけでなく、日々の業務を通してスキルアップしていくOJTが行える体制を確立するため、教育改革を推進できるよう支援する。</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					定期的な校内研修会だけでなく、日々の業務を通してスキルアップしていくOJTが行える体制を確立するため、教育改革を推進できるよう支援する。				
定期的な校内研修会だけでなく、日々の業務を通してスキルアップしていくOJTが行える体制を確立するため、教育改革を推進できるよう支援する。													
9 学校経営体制強化・充実	9-1 リーダーシップ	所属教職員が持てる力を發揮できる職場環境づくりや校務分掌を行うためには、組織の方向性・ビジョンを明確にする学校長のリーダーシップが必要不可欠である。 学校のビジョンを教職員全員に対して説明し、合意形成を図るスキルが必要である。 また、学校の状況に柔軟に対応するため、様々な意見を聞く機会の設定も必要である。	<table border="1"> <tr><td>学校長が適切なリーダーシップを発揮するよう支援する。</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					学校長が適切なリーダーシップを発揮するよう支援する。					
学校長が適切なリーダーシップを発揮するよう支援する。													
	9-2 校務分掌	前年度までの慣習や、單なる割り当てとしての校務分掌とならないよう教職員の適性を考慮して校務分掌する学校風土をつくることが必要である。	<table border="1"> <tr><td>リーダーシップ、学校運営等についての管理職研修を企画する。</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					リーダーシップ、学校運営等についての管理職研修を企画する。					
リーダーシップ、学校運営等についての管理職研修を企画する。													
	9-3 学校事務体制の強化	子どもや教職員の教育活動等の基盤となる保障体制の確保や、教職員が教授活動に専念できる学校経営の充実のために、教務部門と事務部門の体制の充実が必要である。 学校事務職員1人職場や未配置校の課題を解消するために、学校事務職担当者が連携できる組織を再構築し、複数の者のチェックによる正確かつ安定した学校事務活動の担保、学校事務経験年数が少ない者へのOJT等、人材育成ができる体制が必要である。 学校事務職員の学校経営への参画には、子どもや教職員の様子や実態を把握することが必要なため、活動拠点となる職場を一定固定化することが必要である。	<table border="1"> <tr><td>学校長のリーダーシップのもと、校務分掌が適材適所となる意見交換・面談の機会の確保を徹底する。</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					学校長のリーダーシップのもと、校務分掌が適材適所となる意見交換・面談の機会の確保を徹底する。					
学校長のリーダーシップのもと、校務分掌が適材適所となる意見交換・面談の機会の確保を徹底する。													
	9-4 学校校務員	学校運営上、必要となる周辺整備等の活動を行う学校校務員の配置及び1人職場の課題を解消するための研修等が必要である。	<table border="1"> <tr><td>教務部門と事務部門が密接かつスムーズに連動できるよう教職員が学校事務について理解を深める校内研修等を実施する。</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					教務部門と事務部門が密接かつスムーズに連動できるよう教職員が学校事務について理解を深める校内研修等を実施する。					
教務部門と事務部門が密接かつスムーズに連動できるよう教職員が学校事務について理解を深める校内研修等を実施する。													
	9-5 不祥事防止	不祥事を防止するために管理職による年間を通じた指導と徹底が必要である。	<table border="1"> <tr><td>学校事務職担当者が連携できる組織を再構築する。</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					学校事務職担当者が連携できる組織を再構築する。					学校事務に関する校内研修等の実施により、教職員の学校事務に関する知識・定着・理解が向上する。 学校事務の手引き・ホームページが効率よく運用される。
学校事務職担当者が連携できる組織を再構築する。													
			<table border="1"> <tr><td>学校事務職員の専門性をいかすことにより、学校長の学校経営がより強化できることを啓発する。</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>						学校事務職員の専門性をいかすことにより、学校長の学校経営がより強化できることを啓発する。				
学校事務職員の専門性をいかすことにより、学校長の学校経営がより強化できることを啓発する。													
			<table border="1"> <tr><td>学校校務員を配置するとともに、1人職場の課題を解消するための研修等を実施する。</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					学校校務員を配置するとともに、1人職場の課題を解消するための研修等を実施する。					学校校務員の配置により、周辺整備等の活動を行い、学校運営を効率的に行う。 研修等を実施し、1人職場の課題を解消する。
学校校務員を配置するとともに、1人職場の課題を解消するための研修等を実施する。													
			<table border="1"> <tr><td>管理職対象とした研修を毎年度前半に実施する。</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>					管理職対象とした研修を毎年度前半に実施する。					管理職の継続的な指導と徹底により、不祥事を防止する。
管理職対象とした研修を毎年度前半に実施する。													

基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成

基 本 施 策 (2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組	主 な 取 組	現 状 ・ 課 題	実 施 計 画					成 果 目 標
			H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
9 学校経営体制強化・充実	9-5 不祥事防止	不祥事を防止するために各学校等で年間を通して共通認識及び全体確認が必要である。						学校全体で共通認識のもと不祥事を防止する。
	10-1 事業等検証力の強化	各学校の実態に応じた評価項目により、学校評価・学校関係者評価を実施し、事業等の検証を可視化することにより課題点をあきらかにし、改善点を具体化することが必要である。						学校評価・学校関係者評価の改善と活用場面を増加させ、学びの継続体制を構築・強化する。
	10-2 確実な年度間の引継	中長期的ビジョンに沿った学校経営を行うためには、その事業の取組のみならず検証や改善策が、年度を越えて教職員に引き継がれて行くことが必要である。						子どもの学びに関する理念や取組、校務分掌による各担当業務や学校行事等の状況を把握している教職員の情報等が確実に次年度に引き継がれ、中長期的ビジョンに沿った学校経営が行われる。
11 学ぶ機会の保証、学びの成果の発信	11-1 地域や社会人が学べる機会の設定	学校卒業後も年齢に応じた学びができるよう機会の設定に努めている。また、広域な四五十町内において地域間格差ができないよう留意している。						「生涯学習の町づくり」をめざして、市民の学習ニーズに応じた学習機会や情報を提供し、子どもから高齢者まで全ての市民が「自らが自己を高めよう」とする学習意欲を助長する施策を実施する。
	11-2 評価・発表会開催等	地域の人が学ぶ機会を設定することは、学びを提供する人の生きがいにもつながり、地域の活力向上につながる。						自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識を向上させる。
		社会状況や要望が変動しやすい現代社会において、その変化に随時対応する事務局体制づくりに努めている。						社会状況や要望に随時対応できる事務局体制を目指す。
		情報発信や発表する機会が少なくなりがちな社会人等の学びについて、客観的な評価や意見を得られる発表会等の場を設定し、学びの質を保証することが必要である。						学びの成果の発表会や展示会等を企画・開催する。 町CATVネットワークを活用した発表機会の設定につなげる。

基本的方向性 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画	成果目標
			H26 H27 H28 H29 H30	
12 多様で本物に出会う学び	12-1 本物と出会う機会	<p>町内を拠点とした活動において、全国的・世界的に評価を得ている人・技に触れることにより、世界的な価値や新たな価値を創造することの大切さ、素晴らしさを知る機会が必要である。</p> <p>全国的・世界的に価値が認められたり、後世に残すべき価値のある物を体験活動等の中に取り入れるなど、四万十町の良さを実感できる機会づくりが必要である。</p>	<p>授業や社会人の学びの講師として全国的・世界的に評価を得ている人を活用できるようその機会とのマッチングを図る。</p> <p>四万十町の良さを実感できる体験活動などの機会をつくる。</p>	<p>世界的な価値や新たな価値を創造することの大切さ、素晴らしさを知ることにより、難しいことでも失敗を恐れず挑戦している児童生徒が増加する。</p> <p>町内の自然・人・施設を活用した体験活動を新たに企画するなど、本物と出会う機会を増加させる。</p>
13 拠点となる施設の整備・拡充	13-1 四万十町立図書館・美術館のさらなる活用	<p>子ども自らが読解力や情報活用能力を身につけることができる読書活動と図書資料に関する専門的機関として、四万十町立図書館を位置付けていく。</p> <p>読書活動を推進するためには、読み聞かせを始めとする連続講座、楽しみながら本と出会う機会としてのブックトークの実施等有効と思われる取組が必要である。</p> <p>毎月第2土曜日に読み聞かせボランティアを対象に講師の先生を招き講習会を開催している。参加者の固定化が課題である。</p> <p>学校・支援員・ボランティア・図書館等がそれぞれ活動を行っているが、個の活動が中心となり十分な連携がとれていない。</p> <p>地域における読書活動推進と平準化のため、大正・十和地区的図書環境整備が必要である。</p> <p>生涯学習拠点として、地域密着の多様な学習機会や情報提供を行う機能を有する図書館として、併設する美術館とともに各種講座等の活動を行うことが必要である。</p> <p>毎年予算化を行い、美術品の充実に取り組んでいる。町立美術館収蔵作品展数661点。(H26.3.31現在)</p>	<p>良書選定や図書の並べ方、書架の配置等、総合的な環境整備を推進する。</p> <p>読み聞かせ専属職員を配置し、読み聞かせを始めとする連続講座、楽しみながら本と出会う機会としてのブックトークの実施等、子ども向けサービスを充実させる。</p> <p>専属職員により、読み聞かせボランティアの育成講習会を実施し、ボランティアの増員とスキルアップを図る。</p> <p>専属職員等により、学校を始めとする各関係機関と連携するためのコーディネートや、「四万十町子ども読書活動推進計画(H26~30)」を実践する。</p> <p>町立図書館大正分館の開館と活動推進のための司書補助員も配置する。</p> <p>図書館と美術館が連携し各種講座等を開設する。</p> <p>町立美術館の美術品を拡充するとともに、定期的に美術展等を開催する。</p>	<p>全ての来館者にとって利用しやすい図書館となり、利用者の増加につなげるとともに専門的な資料等を整備することにより、地域の図書館としての役割を担う。</p> <p>子どもたちが聞く力と言葉からイメージする力を身につけ、また本に対する興味を持つきっかけとなる。</p> <p>本の世界の楽しさと肉声の温かさを感じられる読み手と聞き手の交流を情操豊かな子どもの育成につなげる。</p> <p>読み聞かせボランティアの不足している地域を中心に募集等を行い、町全体で現在の83名から100名に増員する。</p> <p>読み聞かせボランティアの技術が向上する。</p> <p>学校・家庭・地域・行政・町立図書館が一体となり、四万十町の未来を託す子どもたちがより一層人間性豊かに成長できるように、子どもの読書活動の推進を図る。</p> <p>平成26年8月1日に町立図書館大正分館が開館し、大正・十和地域の方にも図書館が身近な存在となつた。今後は、地域の小・中・高校と連携し、まず図書館に来てもらうことを目標とする。</p> <p>子どもたちと本をつなぐために、ブックトークや絵本づくりなどの各種講座を実施する。また、併設する美術館を生かす取組みとして、写生会を開催するなど、子どもたちに芸術文化とも触れ合う機会を設定する。</p> <p>四万十町立美術館の来館者が増加するとともに四万十町民の芸術文化に対する意識が向上する。</p>

基本的方向性 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画	成果目標
			H26 H27 H28 H29 H30	
13 拠点となる施設の整備・拡充	13-1 四十万町立図書館・美術館のさらなる活用	町文化協会の取組みにより、高南台地総合美術展覧会や各種文化展を実施している。 現状ではICT（情報通信技術）の利活用ができない状況である。	町立美術館の機能を核として、芸術文化団体や芸術文化活動の支援を行うとともに、関係機関等と連携した企画等をすすめる。	美術館運営審議会や文化協会と連携し、町文化活動の推進を図るとともに中・高校生に呼びかけて若い世代にも芸術文化へ興味を持つもらえるよう取り組む。 ICTが活用され、学校や各機関との連携がスムーズにとれるようになり、効率化がすすむ。
	13-2 文化資料館等整備	窪川・大正・十和の各地区にある民具等歴史的・文化民俗資料を適正に保存・管理する必要がある。 国・県・町指定の文化財等の保護・保存を行うとともに、町民の生涯を通じた学習へ活用する取組が必要である。 また、町外からの訪問者等に対して、観光資源を活用した交流人口の拡大につなげる取組が必要である。 町郷土資料館等を活用し、後世に残すべき伝承文化や伝統文化、地域で親しまれている祭りや行事の伝承に努めている。	学校を始めとする各機関との連携ツールとしてのICT活用を研究する。 町郷土資料館を核として、文化的な資料や民具の保管・整理を行なながら、展示・学習教材等による活用をすすめる。 町外からの訪問者等の増加や地域の活性化につながる既存の文化財等を観光資源として活用する取組等を検討する。 町郷土資料館等、拠点となる施設を活用した取組を継続する。	郷土資料館の来訪者を増加させるとともに文化民俗資料に直に触れ合う機会をより多く提供することにより、町民の郷土歴史に対する意識を向上させる。 「民具等保存活用プロジェクトチーム」や「文化財保護審議会」等で既存の文化財の生涯を通じた学習への活用や観光資源としての活用を検討し、交流人口の拡大等による地域活性化につながる施策等を実施する。 町郷土資料館等、拠点となる施設の活用により伝承文化や伝統文化、地域で親しまれている祭りや行事を後世に伝承する。
	13-3 重要文化的景観の保存と活用	日頃その価値には気付きにくい、先人の農林漁業の営みによって形成・維持されてきた日々の生活に根ざした身近な景観を保護し、文化的価値付けを行うとともに地域で護り、次世代に継承していくことが必要である。 日本一広域な文化的景観地をアピールし、交流人口の拡大を図り、地域の活力を強化する取組が必要である。 そのためには、町内の重要な文化的景観について町民へ周知し、認識を深めてもらうことが必要である。 四万十川流域の4市町（梼原町・津野町・中土佐町・四十町市）と連携し、重要な文化的景観の保存と活用につながる取組を行うとともに、次世代の考え方を積極的に取り入れることが必要である。	平成26年度に策定した文化的景観整備計画に基づき、保存と活用について具体的に推進する。 日本一広域な文化的景観地をアピールし、交流人口の拡大を図り、地域の活力を強化する取組として、「四十町文化的景観写真コンテスト（H26～）」等、重要な文化的景観の活用を図る具体的な取組を検討・実施する。 四万十川流域の4市町と連携し、重要な文化的景観の保存と活用につながる取組を協議する。 主に大学生を対象とした「学生キャンプ」を実施する。	文化的景観の価値を町全体で共有し、行政を含めた各機関及び地域住民と連携していくことで、地域の文化継承や活力向上を図る。 重要な文化的景観の概念や価値が広く認識され関心が高まることにより、町民の地域への愛着や誇り等の主体意識が向上する。 流域5市町で統一した周知サイン板設置やパンフレット作成等の事業を実施していくことにより、四万十川流域全体で重要な文化的景観の価値等を高める。 四万十川流域と大学のつながりをつくり、専門的な意見等を導入するとともに大学生を重要な文化的景観に触れさせ、学ばせることにより保存・活用に関わる人材を育成する。

基本的方向性 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画					成果目標
			H26	H27	H28	H29	H30	
14 外国語教育、海外研修、双方の国際交流	14-1 英語を核とした外国語教育の充実	中学校の外国語や小学校の外国語活動などを通じた児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成する取組が必要である。						英語によるコミュニケーション能力を育成する。
		小学校5・6年生における外国語教育の実施に向け、初歩的な英語の運用能力を養う取組が必要である。						中学校等の英語の外部検定試験等の受検機会を設定し、更なる発展につなげる。
		小学校3・4年生における外国語活動実施に向け、コミュニケーション能力の素地を養う活動を研究することが必要である。						なじみのある定型表現を使い、自分の好きな物や、家族、生活などについて、友だちと簡単な受け答えをしたり、ALT等と積極的にコミュニケーションを図ろうとする力の育成を目指す。
		中学校の外国語授業では、身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現できる能力を養うことが必要である。						コミュニケーションを図るために手段として言語活動を行うことで、外国語との出会いを楽しいものとする。
		英語教育に関わるALT等(ALT3名、CIR1名)を配置し、ネイティブスピーカーとの交流機会を確保するとともに、中学校英語暗唱大会や外部検定試験等を学習への動機付けとして活用していく。						中学生が外国語を使ってコミュニケーションをとる機会を設定し、理解や簡単な情報交換、表現できる能力の養成につなげる。
	14-2 海外研修	CIR2名による異文化理解教育を「英語圏」「韓国語圏」で実施している。学校派遣等を含む活動が窪川地域に偏る傾向があり、町全体へと拡充する工夫が必要である。						ALT・CIRを活用した授業が増加する。 学校行事等へのALT・CIRの参加機会が増加する。 英語の外部検定試験受験者や海外留学等参加者が増加する。
		子どものころから異文化に触れあうことを目的としたCIRによる保育所訪問を積極的に行うことが必要である。						小学生が外国語を使ってコミュニケーションをとる機会が設定される。 ALT・CIRが関わる小中学校の授業等が活性化する。
		異文化への理解や興味を高める取り組みが必要である。						英語での絵本の読み聞かせや異文化に触れあうことでの、異文化への興味を高める。
		四万十町実施の中学生海外研修については、必要性・有効性はあるが、実施体制や財政面において克服しなければならない課題がある。						海外研修への参加者が増え、異文化への興味が高まり、英語の学習意欲向上につながる。
								高幡中学生海外研修について、四万十町からの参加枠3名に新たに2名を加えた体制での実施を目指す。

基本的方向性 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画	成果目標
			H26 H27 H28 H29 H30	
15 社会人への国際交流事業	15-1 異文化理解教室 (関連事項前掲 4-1)	CIRによる、社会人を対象とした英語や韓国語による異文化理解教室を実施し、コミュニケーション能力を身につけたり、外国の習慣・考え方等、異文化理解をすすめるきっかけとしている。	CIRを核として、社会人を対象とした英語や韓国語による異文化理解教室を実施するとともにより多くの異文化に触れる機会づくりとしてALTの活用も検討する。	社会人を対象とした異文化理解教室への参加者を増加させる。 子どもを連れて参加できる異文化理解教室を実施する。 参加者からの希望を取り入れ日常会話を重点的に実施し、コミュニケーション能力の向上を図る。

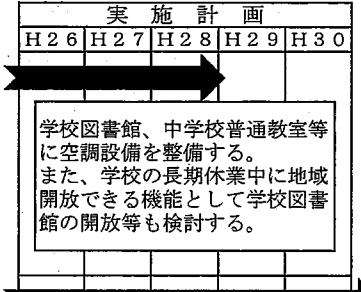
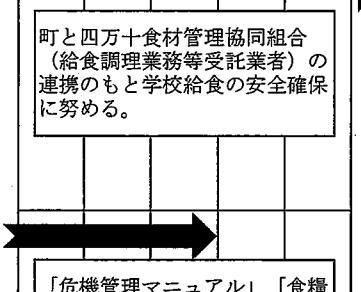
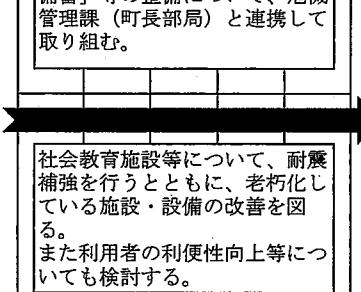
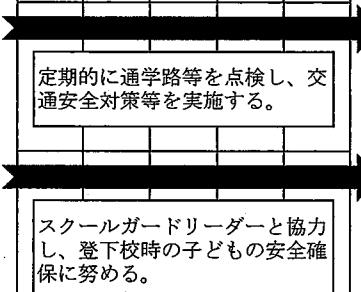
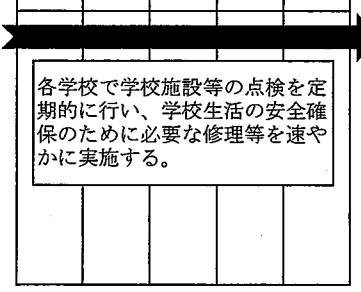
基本的方向性 3 学びのセーフティーネットの構築

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画	成果目標
			H26 H27 H28 H29 H30	
16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援	16-1 財政的支援に関する給付事業等	四万十町内の高等学校へ通学する生徒の保護者負担を軽減する財政的支援策として就学奨励金給付事業(通学費の2分の1を助成)を実施している。 町内の高等学校への進学を促進し、高等学校2校を存続させることにより四万十町の教育環境維持を図ることが必要である。	継続して就学奨励金給付事業を実施する。	四万十町内の高等学校へ通学する生徒の保護者負担を軽減し、町内の高等学校への進学促進につなげる。 四万十町の義務教育修了後の教育環境を維持する。 窪川高等学校・四万十高等学校の存続につなげる。
	16-2 奨学金	財政的に不安のある家庭の向学心が旺盛な高校生・大学生等について、奨学金の無利子貸し付けを行い学習の機会を保証している。	中高一貫教育強化や中高連携教育充実を検討する。	財政的に不安のある家庭の高校生・大学生等について、財政的支援により、学習の機会を保証する。 経済的理由で義務教育修了後の希望進路にすすめない者を減少させる。
	16-3 要保護および準要保護児童生徒援助費	経済的困難な状況が考えられる児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な経費について支援し、義務教育を受ける機会を保証している。	要保護および準要保護児童生徒援助費制度を継続実施する。	経済的困難な状況が考えられる児童・生徒について、義務教育を受ける機会を保証する。 家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響を改善する。
17 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援	17-1 いじめ・不登校等の解消・対応 (関連事項前掲 5-2・3)	子どもたちの関係の中で、いじめがおこらないようにするために、保幼小中の教職員間で子どもに関する情報を常に共有し、早期発見・早期対応により子どもの人権を守る取組をすすめることが必要である。 また、何より「いじめは絶対に許さない」という確認を校内研修等において行うとともに、その発見・対応等の研修をすすめが必要である。	「四十町いじめ防止基本方針(H26.3策定)」に基づき、いじめがおこらない体制を確立するとともに早期発見・早期対応等の研修をすすめる。	いじめ、不登校、高校中退者の状況を改善する。(いじめの認知件数に占める解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の減少など)
	17-2 義務教育修了後の社会との接続機会	教育支援センター等学校以外の教育機関を、義務教育修了後の自宅待機者等と社会との接続機会を得る場として活用している。	義務教育修了後の自宅待機者等と社会との接続機会を得る場について研究する。	教育支援センター等学校以外の教育機関を義務教育修了後の自宅待機者等と社会との接続機会を得る場として有効に活用する。

基本的方向性 3 学びのセーフティーネットの構築

基本 施 策	主 な 取 組	現 状 ・ 課 題	実 施 計 画					成 果 目 標
			H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
17 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援	17-3 新しい学習サイクルの研究	四万十町ケーブルテレビを活用した学習支援を行い、児童生徒の学力向上につなげている。 また、子どもの家庭学習のための保護者に対する取組等、保護者支援としても活用している。						四万十町ケーブルテレビを活用した学習支援、保護者支援を継続実施するとともに新しい学習サイクルの構築も視野に入れた児童生徒・保護者・学校の連携につなげる。
	17-4 子どもの健全育成の推進	少年健全育成対策の推進のため、学校・警察等関係機関と連絡協議会や研修活動等を実施している。 また、街頭補導強化や列車内での補導実施による早期発見・早期対応に努めている。						学校・警察等関係機関と連絡協議会や研修活動等を実施するとともに補導実施による早期発見・早期対応に努め少年の非行を防止する。
	17-4 子どもの健全育成の推進	子どもの健全育成のためには、通学路や遊泳場等の危険個所発見と関係機関への連絡・安全確保に努めるとともに少年に有害な影響を与える環境の排除・解消等、環境浄化活動が必要である。						子どもの安全を確保するとともに少年に有害な影響を与える環境の排除・解消等、環境浄化に取り組み子どもの健全育成を推進する。
	17-5 各種関係機関・地域等との連携	子どもたちへの虐待防止や非行防止、生活環境向上をすすめるために各種関係機関・地域等との連携が必要である。 「大人が変われば子どもが変わる」をスローガンに、四万十町青少年育成町民会議と連携を図り、町民とともに青少年の健全育成に努めている。						各種関係機関・地域等との連携により、子どもたちへの虐待防止や非行防止を図るとともに生活環境を向上させる。
		学校、警察等が連携し、児童生徒の問題行動等の初期の段階から多角的な支援を行っている。						豊かな心を育む家庭づくり運動を推進し、青少年が高齢者や異年齢との交流等ができるよう学校・家庭・地域、それぞれの育成関係団体等がより緊密に連携し、それぞれの機能を發揮し一体となった運動を展開する。
		「四万十町学校・警察連絡制度(H24.3.1施行)」等により、各学校、窪川警察署等と連携し児童生徒に多角的な支援を行う。						非行・不良行為等の解消を目指す。 非行・不良行為等への初期対応が関係機関により素早く連携できる。 非行・不良行為等の未然防止活動が増加する。
18 教育・研究環境等の整備や児童生徒等の安全の確保	18-1 学校の耐震化の推進(非構造部材等の耐震対策)	学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策をすすめる必要がある。 南海トラフ地震に備えて、学校施設の窓ガラスを強化ガラスに変更する等、耐震対策を行っている。 耐震対策について新たな課題が発生した場合には、隨時検討することが必要である。						平成27年度末までに非構造部材等の耐震対策(窓ガラスを強化ガラスに変更する等)を完了する。 耐震対策について新たな課題が発生した場合には、隨時対応する。 避難所指定の学校の防災関係施設・設備を整備する。

基本的方向性 3 学びのセーフティーネットの構築

基本施策	主な取組	現状・課題	実施計画	成果目標
			H26 H27 H28 H29 H30	
18 教育・研究環境等の整備や児童生徒等の安全の確保	18-2 学校施設空調整備	夏季休業中における活動に多く使用される教室・学校図書館等に空調設備を整備することにより、児童生徒等の保健環境や教育環境を改善することが必要である。		平成28年度末までに学校図書館、中学校普通教室等に空調設備を整備する。
	18-3 学校給食（関連事項前掲3-2）	学校給食の安全性を確保するため、業務体制の整備、確立、維持に努めている。また、給食業務の専門性を高め、安定した業務を行うため町の業務、外部委託業務の連携を図っている。		給食業務の専門性を高め、安定した業務を行ったため町の業務、外部委託業務の連携を図り、安全な学校給食を常時提供する。
	18-3 学校給食（関連事項前掲3-2）	自然災害（地震、台風）等への対応を含め、給食業務における危機管理体制を充実させることが必要である。		自然災害等の非常時ににおける危機的状況を少しでも回避できるよう危機管理体制を構築する。
	18-4 社会教育施設等の耐震、環境改善	利用者等の安全確保や震災時の被害を最小限に抑える対策の実施が必要である。		社会教育施設等の耐震補強を完了するとともに点検の実施及び危険箇所等の発見に努め、早期に改善を図る。
	18-5 学校生活上の安全確保	町域が広く、通学路に危険箇所が点在しているため、関係機関と連携した点検・対策の検討が必要である。 登下校時の子どもの安全を確保するため、スクールガードリーダーと協力した取り組みが必要である。 本町は、学校数が多いため、各学校施設等の点検を定期的に行い、危険箇所等を把握することが必要である。また、学校生活の安全確保のために必要な修理等を速やかに実施することも必要である。		社会教育施設等を利用時の利便性を検証し、改善を図る。 点検で発見された危険箇所について早急に対策を実施し、通学路の交通安全を確保する。 登下校時の子どもの安全を確保する。 学校生活上の安全を確保する。

基本的方向性 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

基本 施 策	主 な 取 組	現 状 ・ 課 題	実 施 計 画					成 果 目 標
			H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
19 活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備	19-1 社会全体で子どもたちの安全・学びを支援する取組の推進	既存の学校施設・社会教育施設等を活用し、地域人材が連携した地域の子育て支援・人づくり支援の取組検討が不十分である。この取組を検討・実施することにより地域コミュニティの形成も図っていくことが重要である。						地域の行事に参加している児童生徒の割合が増加する。
	19-2 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進	地域活動の支援、地域コミュニティの形成につなげていく取組として、社会教育施設等（図書館、美術館、ふるさと未来館、四万十会館、体育・集会施設等）を拠点に、生きがいを感じる活動のための講座等を実施することが必要である。						放課後子どもプラン等の取組の充実により、参加児童生徒が増加する。
		学校教育と社会教育の情報共有や取組の連携などによる一層の強化が必要である。また学校施設（休校施設を含む）、社会教育施設のさらなる活用も検討する必要がある。						協力する地域住民が増加する。
	19-3 地域とともにある学校づくりの推進	保護者や地域住民の力を学校運営にいかす学校づくりにより、子どもが抱える課題を地域の力をかりて解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ることが必要である。						地域コミュニティ独自の取組等が増加するとともに新たなものも企画される。
		学校と地域・社会が連携・協働した教育活動を充実させることが必要である。						社会教育施設等におけるボランティア（団体・人）が増加する。
20 豊かなつながりの中での家庭教育支援	20-1 PTA等との連携体制確立 (関連事項前掲5-3)	PTAや町内の各種団体と連携し、地域・家庭・教育機関の個々の役割と関係を明確にさせながら、地域全体の教育力を高めることが必要である。						地域に向けた公開講座数や学校施設等（体育館、図書館等）の開放状況が向上する。
		現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な状況となっているため、家庭教育の自主性を尊重しつつも、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化することが必要である。						学校施設（休校施設を含む）と社会教育施設の開放機会が増加する。
		乳幼児との触れ合いを含む将来親になる児童生徒の子育て理解学習をすすめることが必要である。						施設利用時の手続き等利便性が工夫され向上する。
								学校の情報提供や評価、社会教育施設の情報提供等を行うとともに学校運営協議会や開かれた学校づくり等、地域の協力・参画を得る取組を増加させることにより、質の高い学校教育の実現を目指す。
								「学校が望む支援」と「地域・社会が提供できる支援」を充実させる。
								地域・家庭・教育機関の連携により、地域全体の教育力が高まる。
								コミュニティの協働による家庭教育支援を強化し、家庭と地域の子育て力を向上させる。
								「命の学習」等を継続実施し、将来親になる児童生徒に子育て理解学習を行う。

基本的方向性 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

基本 施策	主 な 取 組	現 状 ・ 課 題	実 施 計 画					成 果 目 標
			H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H . 3 0	
20 豊かなつながりの中での家庭教育支援	20-1 PTA等との連携体制確立 (関連事項前掲5-3)	SSWをコーディネーターとし、教育・町長部局・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築するとともに、課題を抱える家庭への訪問や相談対応等を連携して行う仕組みづくりをすすめることが必要である。						関係機関の連携による情報共有と役割分担に基づく家庭教育支援の機会が増加する。
	20-2 保護者の学び応援	現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な状況となっている。						地域の学習や活動に参画する保護者の割合が増加する。 学校行事等に参画・協力する地域住民が増加する。
	20-3 生活習慣づくり推進	家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担っている。						生活習慣づくりの大切さについて、保護者や自己管理が可能になってくる世代への普及啓発を行うとともに家庭と協力して進める取組により、子どもの基本的生活習慣づくりと改善につなげる。